

「益田事件」について（続）
 ——在日朝鮮人運動とGHQ地方軍政
 チームとの関りに即して——

岡 崎 勝 彦

はじめに

1. 「益田事件」とその概要
 - (1) 「益田事件」の概要
 - (2) 「益田事件」と在日朝鮮人運動
 2. 「益田事件」とその事実認識の相違
 - (1) GHQ島根県軍政部
 - (2) 松江地方検察庁
 - (3) 在日本朝鮮人聯盟島根県本部等三団体
 - (4) その他（島根新聞・益田市誌）
 3. 「益田事件」とその取締・治安機構
 - (1) GHQの地方軍政機構
 - (2) 島根県警察機構（国家警察と自治体警察）
- おわりに——残された問題点
 <資料> 「益田事件」判決原本（地裁・高裁）

はじめに——問題の所在

ここで取りあげる「益田事件」とは、1949年1月26日を中心として、島根県の県都松江市のかなり西方に位置する山口県寄りの美濃郡益田町（当時）において、朝鮮人の「密貿易」、「密造酒」等の令状なしの違法捜索に起因して、その後朝鮮人が益田町警察署に抗議に赴き、夜はん武装警官と対立衝突した事件のことである。

なお事件当時、益田町には約700人の朝鮮人が居住しており、島根県全体として約5500人がいたという（図Ⅰ参照）。

従って、当事件は、戦後の占領期における社会的不安定な時期におけるスキ

図Ⅰ 市町村別在住朝鮮人の推移（島根県）

	昭和25年 (1950)	30年 (1955)	40年 (1965)	45年 (1970)	50年 (1975)	55年 (1980)	60年 (1985)
島根県	5,435	5,837	1,864	1,329	1,237	1,270	1,337
松江市	440	265	141	170	179	215	235
浜田	558	678	248	170	131	135	129
出雲市	206	198	122	121	174	193	231
益田市	681	745	247	153	138	189	183
大田市	288	312	90	55	64	46	46
安芸市	161	171	130	94	73	67	54
平田市	107	85	16	23	17	17	13
江津市	217	227	96	54	60	72	88
鹿島町		3	5	5			1
根島町	7	11	7	8	4	2	1
関雲	11	7	5	2	2	1	1
保出	54	34	29	31	29	31	32
雲田村	14	6	4			1	1
湯道町		1			2		8
東瀬町		7	4	1	3	5	5
太田町	7	5	5				
横大町	25	26	8	3	5		3
伯耆町	4	7					
仁多町	93	71	31	15	19	8	6
横大町	57	11	12	7	7	3	9
大加木町	7	10	18	18	20	14	13
三吉掛嶺赤斐佐多湖大温仁川邑大羽瑞石桜金旭弥三美匹津日柿六西布五都海西知	21	4	1				1
刀屋	60	36	27	24	14	17	15
田合原	4	16		3			2
掛嶺赤斐佐多湖大温仁川邑大羽瑞石桜金旭弥三美匹津日柿六西布五都海西知	106	82	24	14	17	17	27
原	75	52	4	9			
川田	10	25	13	6	7		
社	21	32	4	2	2	2	2
陵	26	12	4	6	7	6	8
社	96	38	7	6	9	9	8
津	9	13	8	6	6	7	3
本	17	3	1	1	2		4
智	75	104	53	29	25	21	25
和	86	127	45	22	15	9	5
美	83	115	49	36	29	24	19
野	12	41	13	12	11	7	5
須	99	122	26	32	30	24	13
美	1	44	1				4
瑞	1	5	7	7	5	3	2
石	77	122	18	9	5	1	1
桜	16	13	8	4	4	4	8
金	3	22	1	1	1	1	1
旭	176	136	33	21	14	9	10
弥	43	68	16	5	3		1
三	122	66	7				
美	75	83	13	10	1	1	5
匹	282	293	88	60	40	49	65
津	86	91	21	13	3		2
日	278	325	47	15	17	19	19
柿	20	88					
六	137	218	27	10	8	4	4
西	213	402	15	2	2	1	1
布	84	102	49	25	27	21	23
五		40				1	1
都			1				
海			6	2			
西	4	19	9	5	5	2	
知		1		1	1		1

(注) 各年「国勢調査報告書」による。

ヤングラスな事件として、島根県の地元関係紙（誌・史）等において必ず取りあげてきた社会的事件であった。⁽¹⁾また、事件は AP や UP 電等によって国際的ニュースともなったのである。⁽²⁾当事件自体は2つの「事件」によって成り立っている。⁽³⁾それは、① 1949年1月25日の密貿易の摘発・捜査における島根軍政部将校等による令状なし捜索に端を発する「ヤミ物資摘発事件」——関税法並びに貿易等臨時措置令違反、公務執行妨害事件（第一次事件）、② 1月26日以後に展開される「益田署事件」——騒擾並びに建造物侵入被疑事件（第二次事件）、すなわち在日朝鮮人聯盟（朝聯）美鹿支部の指導の下で、同「摘発事件」が朝鮮人に対する不当弾圧事件であるとして、益田署長に対し、同事件の被拘束者全員の即時釈放方を要請する支部決議に基づいた、抗議行動に端を発する事件の2つである。

なお、当事件は、多数人が集合して、暴行や脅迫をすることによって成立する騒擾罪（騒乱罪、刑法106条）が成立したところの戦後にあっても数少ない刑事事件でもある。ここでいう騒擾罪とは、群衆犯罪であって、多衆が集合し、暴行・脅迫を行なうことによって公共の平穏を侵害する犯罪のことである。但し、内乱罪と同様、構成要件上多数者の行為が予定されている点で必要的共犯の一種であるが、いわゆる「朝憲素乱」（刑法77条）を目的としないこと、および国家の存立自体を直接の対象としない点で、それとは区別される。また、騒擾罪は、地方の静謐または公共の平和を危殆ならしめる犯罪であって、その保護法益は公共の平和であると解されている。従って、当事件はまた、「騒擾等の暴動事件」の適用事件の1つとして、とりわけ官憲側資料にも必ずといってとりあげられてもいる。⁽⁴⁾そこにあげられる事件とは、概ね次のとおりである。すなわち、① 長崎署襲撃事件（1946・5・13）、② 佐世保事件（1948・1・25）、③ 大阪朝鮮人学校事件（1948・4・23）、④ 神戸朝鮮人学校事件（1948・4・23）、⑤ 松江地裁・刑務所事件（1948・10・23）、⑥ 島根・益田町署襲撃事件（1949・1・26）、⑦ 平事件（1949・6・30）、⑧ 下関事件（1949・8・20）、⑨ 鳴尾競輪事件（1950・9・9）、⑩ 第2神戸朝鮮人学校事件（1950・11・27）、⑪ メーカー事件（1952・5・1）、⑫ 吹田事件（1952・6・25）、

⑬ 大須事件 (1952・7・7), ⑭ 新宿事件 (1968・10・21) 等である。なお, ⑤, ⑪, ⑫については騒擾罪は不成立と判示された。

そこで本稿の目的とするところは, 前稿「益田事件について」(島根大学山陰地域研究総合センター「山陰地域研究(農山村)」第3号1987年3月)において残された課題の1つ, すなわち, 当「益田事件」について, 「当時の島根県における治安体制を基軸とする権力構造の中において総合的に分析する」(同拙稿30頁) ことにある。

さしあたり, そのための課題として, 当事件の評価の前提作業として, 第1に, 当時の在日朝鮮人運動の中で当事件の概要を整理すること。第2に, 当事件についての事実認識について, 各当事者の評価の特徴をみておく。たとえば, 直接の当事者である治安・取締当局, 朝聯, 眞の当事者となるGHQ, その他である。第3に, 当時の治安・取締機構に関して, GHQ 地方軍政機構と警察機構についてみておく。最後にまとめとしてなおも今後に残された課題を整理しておくことにする。なお末尾に資料として, 当「益田事件」の判決原本を付しておく。

<注>

- (1) 「益田事件」を扱うものに, 地元紙, 益田町(市)史・誌を別にすれば, 柳本見一『激動20年島根県戦後史』毎日新聞西部本社(1965年)141・2頁。西尾忠良編・著『事件を追って戦後30年島根の軌跡』第1集1945～1950。108～110頁。山陰中央新報社百年史編さん委員会『新聞にみる山陰の世相百景』(1983年)482・3頁。
- (2) AP 通信社による記事は後掲17頁以下のニッポン・タイムズの記事によって知ることができる。Nippon・Times, Sat. Janu. 29, 1949.
- (3) 当事件の概要については, 拙稿「益田事件について」——占領期在日朝鮮人の法的地位の一研究素材——」島根大学山陰地域研究総合センター山陰地域研究(農山村)第3号17頁以下参照。
- (4) さしあたり, 公安調査庁『内乱・騒擾等の暴動事件集録』公安調査資料(昭和27年11月10日号298頁以下参照, 内田文夫「戦後の騒擾事件の概要」警察学論集第14巻第2号(1961年2月号)35頁以下参照, 同論集公安調査庁審理課編「騒擾事件等1覧表」68頁以下参照。

1. 「益田事件」とその概要

(1) 「益田事件」の概要

(1) 「ヤミ物資摘発事件」——関税法並びに貿易等臨時措置令違反、公務執行妨害事件

(イ) 当事件は、「1月25日夜半に高津川口からヤミ物資を積んだ船が出港する、積込物資は高津川浜寄りの朝鮮人集落に隠してある」という情報を得た島根県軍政部のパレット少尉、フェリー伍長が島根地方経済調査庁の原田調査官ら2名とともに、1月25日午前10時30分頃、朝鮮人集落に行き捜索しようとした。これに対して朝鮮人側は、「令状のない捜索は違法である」と拒否した。しかしパレット少尉は、調査官に捜索するよう命令したため、朝鮮人数名と押し問答となった。この時は、パ少尉も原田調査官の仲介で納得し、フェリー伍長と原田調査官が令状請求に赴いた。しかし、少尉は、同時に武装警察官10名の派遣を益田町警察署に依頼するよう命じた。原田調査官らは、検察庁に行く途中、益田町警察署に立寄り、「署長が不在であったが7名の警察官の応援」（『島根県警察史昭和編』785頁、以下「県警史」⁽¹⁾）を得た。そのまま原田調査官は検察庁に令状発付を要請に行ったが、フ伍長は令状を待たず警察官とともに現場に急行、パ少尉が「軍政部将校が命令する。令状は到着しなくても良いから、容疑家屋を捜索して違反物資を押収せよ」（「県警史」785頁）と命令した。このため警察官は8戸を捜索し、柳行李やトランク等7個、密造酒樽7個などを押収した。

一方、令状の発付を得た原田調査官が現地に到着したときは、既に捜索が終了していた。このため、パ少尉の命令により押収物件を道路に集積点検のうえ自動車に積込み引揚げようとした時、朝鮮人7、80名がこれを取巻き同物件を奪い返そうと氣勢をはり、その奪還を始めたので、警察官がこれを阻止するや、数名の朝鮮人がトラックに飛び集り、濁酒の容器を投げて破壊し、他の物資・容器も奪還された。パ少尉がけん銃2発を威嚇発射したところ、1人の朝

鮮人が胸を開いて「ここを射て」と居直ったため、発射をやめたところますます騒然となり、警察官や調査官が直接暴行を加えられるに及び、事態は険悪化した。このため空行李1個と紙包2個を押収して益田署に引き揚げた。

ここで終れば、事件は拡大しなかった。以上が当事件の「前段」である。

(ロ) パレット少尉は、警察官が事件を処理しないのなら自分は第24師団の軍隊を出動させるつもりだと、益田署長に対し強硬な申入れをするとともに、モウサート島根県軍政部隊長に前記状況を直接電話報告した。これに基づきモ軍政部隊長より、県警察隊長に対し「朝鮮人の行為は日本法規に反している。直ちに警察官を応援派遣して即時犯人を逮捕せよ」と厳命した。

ところが、国家警察島根県本部（松江市）では、益田町での事件発生を全く知っていなかった。直ちに地元国家警察美濃地区署に電話連絡したが、互いに干渉しないという原則のためか、美濃地区署もまた、同じ建物の中にある町警察の動きを知らなかった。当日偶然、国警県本部において全県下公安委員長会議が開催されており、右田益田町公安委員長は、旧警察法(昭和22年法律19号、昭和29年7月1日廃止)第55条の「援助要求」に基づき、各公安委員長に対し応援方の依頼をなし、各委員長の承認を得、中国地方初の警官応援要請を国警県本部に発令、ここに新警察制度始まって以来の規模を持つ、美濃地区署以西の国警・自治警両警10署よりなる第1次応援部隊90名の武装警察官を益田署に派遣することとなった。

国警県本部もまた、美濃地区署長に対し積極的な応援と全被疑者の検挙方を命じた。当時の美濃地区署は定員30名(実人員27名)、益田町署29名(実人員26名)であり、応援警察官の到着を待って現地捜索を開始することとなった。しかし、応援警察官の到着までに6時間を要する遠隔地であった。それでも事態の急迫に備えて国警本部錦織捜査課長を隊長とした第2次応援隊83名を追加派遣した。

翌26日朝、既に到着している第1次・2次の応援警察官も加わり、同集落を急襲、午前11時までには、各令状に基づき主たる被疑者9名の逮捕、容疑物資の押収を終えた。以上が当事件の「後段」である。

(2) 「益田署事件」——騒擾並びに建造物侵入被疑事件

(1) 「益田署事件」 これに対して、在日本朝鮮人聯盟県本部（朝聯）の幹部ら10名が交渉委員として益田町警察署を訪れて、検挙は不当不法であるとして朝聯美鹿支部の決議を基に、全員の釈放を要求した。一方、事件の当初において軍政部および調査庁が令状なき違法捜索を行なったとの情報を知った朝鮮人が各地から益田町につめかけ、駅前の朝聯支部に集結した。交渉委員達は、同日午後より数組に分れ、同警察署に行き署長と会見し交渉を続け、夜に入ったが（この間別に共産党員と称する1組も介入して交渉した）、同署長は「被拘束者中女4名は同日中に釈放するが、男5名についてはなおも取調中であり、同日中に釈放することは困難である」と回答するのみで（後掲判決原本・本稿91頁以下参照）、右要求を全面的に満足させるものではなかった。その頃、同町内の美鹿支部事務所に集合していた8、90名の者は、交渉委員よりその中間報告を聞かや激昂し、連盟幹部および交渉委員の態度にあきたらず、この上は皆で警察署へ押しかけて交渉するほかなしとし、同夜9時頃、隊伍を組んで出発し途中からの参加者をも加え総勢百数十名（県警史200名787頁）が午後9時40分頃、警察署正門前に到着するに至った。⁽²⁾

これより先、多数の朝鮮人が押しかける旨の報告を受けた益田署長は、当時の情勢に照し形勢不隠と判断し、これをその門前において阻止すべく、同署員および応援の警察官を同構内入口正門に配置してこれを固め、いわゆる人垣を作ってその入門を拒否する態度を示していた。相方対時の後やがて警官が警棒を使いはじめ、それに対抗して投石等がはじまり、警官約100名（県警史60名787頁）と乱闘が生じ、相互に多数の負傷者を出すなど緊迫した事態となったので、「益田町署長は武器の使用も止むを得ないと判断しけん銃の威嚇発射をしたが、かえって事態を悪化させることとなった」（県警史787頁）。この間、在町警察官の召集、益田町消防団約150名と消防車3台のほか那賀地区、浜田両署に応援を求めるなど一時は収拾困難に陥った（認定事実については後掲判決原本・本稿91頁以下参照）。しかも、応援のため、「非常サイレンを吹鳴して、その非常召集を行うのやむなきに至らしめて、同警察署及び附近一帯の静謐を攪乱す

る程の騒擾行為をしたもの」(同判決原本・本稿92頁)である。しかしそれも10時頃まで及んだものの「進駐軍のジープが来て退去命令」(同後掲94頁)が出たため、すなわち、「時あたかも同町に出張中の軍政部員ニップ氏が突如来署」(傍点筆者)し「軍政部隊長の命令である、退去せよ、しからざれば嚴重処罰する」と命令したため(県警史787頁)、ようやく平静となり、両者対峙のまま再び交渉もたれた。しかし、あくまで全員釈放の態度はくずれず、警察は島根軍政部に連絡、パレット少尉の意向をたじた⁽³⁾。

その結果、27日午前零時に至り、「逮捕者のうち女4名は取調べが終わったので直ちに釈放、男6名は同日午後5時釈放、また聯盟の責任において、警察署前に集合の朝鮮人は直ちに解散すると同時に、各地から集結中の朝鮮人も解散する」(島根新聞28日付)という条件で交渉が成立、集合中の朝鮮人も同零時半すぎ全部解散した。なお、この騒ぎで錦織本部捜査課長(前歯2本折損)、松江署田辺茂巡查(額に軽い打撲傷)、朝鮮連盟浜田支部委員長梁先起(後頭部裂傷)、共産党益田地区委員長石橋正高(後頭部裂傷)ほか朝鮮人19名の負傷者を出した。

この間、町警察襲撃の報告を受けた国警県本部は、直ちに警備本部を設置し全県下各警察署に対して、全員待機方針(依頼)とするとともに、第3次応援警察官44名をジープおよびトラックにより現場に急行させた。この間に動員された島根県の警察官は、国警(国家地方警察定員469名)、地警(自治体警察定員378名)あわせて定員847人中実働270名にも及んだことになる(1次応援90名、2次応援83名、3次応援44名、美濃地区署27名、益田町署26名)。

(ロ) 1月27日午後5時までには、前記「ヤミ物資摘発事件」の被疑者5名は、取調べを終了し、全員釈放された。これにより同事件の捜査は打ち切れ、意図的に前者と切り離すことにより、26日夜はんの「益田署事件」の捜査に全力をあげることになったのである。国警県本部では、「断固検挙しなければその威信を失墜する」として(県警史787頁)、28日未明にかけ国警県本部刑事部長、松江地検次席検事他1名の検事との秘密会議に基づき、同夜の集団行動は騒擾罪、または建造物侵入罪で断固責任者の追求、徹底検挙方針を決定した。

28日より行動を開始して、美濃郡内において32名、浜田市内で9名の逮捕状発付を受け、250名をもって検挙隊を編成、逮捕後の移送、警戒計画もたてられた。すなわち、26日夜半の益田署中庭での乱闘事件の二の舞を避けるべく、朝鮮人が益田署に集結すること自体の容観的条件を取除くことに大層迅速な手が打たれたのである。まず、町内に武装警官、消防団員および青年団員を動員して昼夜兼行の厳重な警戒を布いた。次に、当日の午後2時半には、28日付島根軍政部民間情報課発表による「第1軍団の命令により今後、公共建築物の前において公衆はいかなる種類の示威行為といえども行ってはならぬ」という第1軍団命令が警察の手で町内各所にはられた。

さらに、29日に逮捕された朝鮮人30人のうち18名に勾留状が執行され、同夜身柄はいち早く松江、浜田の両刑務所に9名ずつ分散して収容され、残り12名は釈放されたという具合であった。かくて、29日には主謀者の大部分を逮捕し、同月31日までに全員を逮捕した。被疑者は3次にわたり松江刑務所に移送収容され、あけて2月1日には、益田町内全く平静になったとのことである。第1次事件発生以来、8日間で延1091名の警察官が出動した。

長期化が懸念された同事件が早期に解決できたのは、前記第1軍団命令が、「相当の効果をもたらした」（県警史788頁）からであったという。なお、逮捕された被疑者41名中8名については、容疑薄弱のため即日釈放されたが、他の者には拘留状が発付され、最終的には、1949年2月11日に9名が起訴され、1950年5月29日、松江地裁において白川玉基こと姜示範以下8名が騒擾並びに建造物侵入罪で有罪とされ（後掲判決原本・本稿50頁参照）、姜示範は懲役10月執行猶予3年、他の7名は6月執行猶予3年、1名には無罪の判決が言い渡された（後掲判決原本・本稿89頁参照）。なお、同事件は、広島高裁松江支部に控訴されたものの、1951年4月23日棄却され、刑は確定した（後掲判決原本・本稿95頁参照）。

以上の事実の概要で最も特徴的なことは、第1に、事件自体のきっかけから終息に至るまで、徹頭徹尾GHQ島根県民政部の介入と関与があったという事実である。第2に、取締側が比較的安易にけん銃を放ち混乱に拍車をかけてい

ること。第3に、国家警察と自治体警察の連携が不十分であったことであろう。最後に、当時益田にあっても朝聯と共産党との関係が密であったことが知れる。

なお、島根経済調査庁の地方機関である益田税務署長は、事件直後の「石見タイムス」の取材における談話において、「或る筋よりの懇請により今回の行動をとった」（1月29日付）と述べ、GHQの介入を示唆している。

(2) 「益田事件」と在日朝鮮人運動

(1) 「益田事件」と集団犯罪

「益田事件」もまた、「公安資料」によれば、在日朝鮮人聯盟（朝聯）の「全盛時代ともいふべき期間」⁽⁴⁾、あるいは「最も華やかな隆盛期」⁽⁵⁾であって、在日朝鮮人運動の「もっともはなやかな時代」⁽⁶⁾で、日本共産党とも直結し、その行動は、集団化し、組織化して行き、ついには、団体等規正令により朝聯の解散（1949年9月8日）に至るまでの間の在日朝鮮人運動をめぐる主な事件の1つとして常にあげられるのである。⁽⁷⁾たとえば年代順にあげれば、① 首相官邸にデモ事件（昭和21年12月20日、鄭文玉等の朝鮮人を主犯とする集団が、首相官邸にデモをかけ取締にあたった警察官と乱闘）、② 阪神教育事件（昭和23年4月23日・大阪、24日・神戸、大阪市・神戸市の朝鮮人学校に対し教育法違反として、閉鎖措置を行ったが、これに反対して、官庁にデモをかけ、騒擾事件にまで発展）、③ 「益田事件」（昭和24年1月26日）、④ 深川枝川事件（昭和24年4月6日、東京都深川枝川町の朝鮮人部落に於て、逃走する犯人を射撃したことに端を発した警察官に対する集団不法行為）、⑤ 平事件（昭和24年6月30日、掲示板撤去法問題に端を発し、平市警察署前にデモ隊300名が参集し、約50名が署長室に乱入、市署を占領した事件で、署長の罷免、検挙者の釈放等を要求）、⑥ 下関事件（昭和24年8月19日、山口県下関市を中心として朝聯側と民団側との間に、集団闘争が展開され、遂に朝聯の解散の直接の原因となった事件）等である。

しかも当「益田事件」は、また集団「不法行為」のうちでも「警察官署に対する不法行為」にも数えあげられている。その原因および態様は、警察の職務

執行に対する妨害、警察官に対する暴行傷害、警察署、派出所に対する襲撃等をいう。その中でも昭和24年度の「特異」な事件としてあげられるものに、当「益田事件」、前記深川枝川町事件、福井県大井郡本郷村事件(昭和24年6月2日～11日)、「若狭地区警察署本郷村巡査部長派出所勤務巡査が朝鮮人部落に戸口調査に赴いた処、多数の朝鮮人が「我々を差別する」とて、戸口調査を妨害し同巡査に暴行を加えた。その連日派出所並に警察署に約200名が押しかけ抗議した」という事件⁽⁸⁾、前記平市警察署占拠事件等⁽⁹⁾があげられている。

終戦によって、朝鮮は36年にわたる日本の植民地支配から解放された。当時、在日朝鮮人数は200万～240万人とも推定されており(1944年12月末現在、193万6843名)、彼らの多くは下関、仙崎、博多などから祖国へと向った。在日朝鮮人聯盟(朝聯)は、当時それを助け、残る者(60万人)の生活確保の運動を支えた唯一の大衆組織であった。早くも1945年10月15日に結成大会を迎え、左派のヘゲモニーの下に決定された綱領は、在留同胞の生活安定、帰国同胞の便宜と秩序、日本国民との互譲友誼、そして大同団結であり、その活動も左派主導の大衆運動であった。まもなく、アジアも国際的冷戦構造に支配されるにつれ、朝鮮半島においても、1948年に大韓民国と朝鮮民主主義人民共和国が南北に成立するとともに、民団(在日本韓国居留民団1948年10月結成)は在日本大韓民国居留民団と改称し南を、朝連は北の朝鮮民主主義人民共和国を支持することになったのである。米・ソを中心とする国際冷戦構造は、わが国内においては、体制・反対制として国内冷戦として政治化し、他方、在日朝鮮民族内にあっても、その後現在にまで継続、拡大されている不幸な「民族内冷戦」として政治化することになったのである。従って基本的には、日本共産党員である「社会主義者」達がこの朝連の大衆運動を指導することになり、その先鋭的な行動は、既にみたようにしばしば騒擾事件として治安権力により摘発をうけることとなったのである。

なお、朝聯島根県本部の結成については、結成年月日は不明であるものの、1945年の11月には全一球委員長のもとで、益田町高津にあったと記録されている。⁽¹⁰⁾

解放直後のGHQ(連合国最高司令官総司令部)は、在日朝鮮人に対して何ら法的内容を有しないものの、「解放民族」規定(「日本占領および管理のための連合国最高司令官に対する降服後における初期の基本指令」1945年11月1日)に基づき、同情的なものであった。⁽¹¹⁾一方、日本政府は、当初今までの通りに取り締まっているものかどうか、対策をたてかねていた。その間、各所において警官への暴行、警察署襲撃事件などが発生した。

しかし、解放民族の法的地位の確定は、講和条約の発効により確定するのが通例であり、それ故、講和発効までは在日朝鮮人も原則的には日本人であるが、日本と朝鮮との特殊な関係並びに前述のGHQの基本司令等から、その処遇は必ずしも一定せず、ある時は外国人(選挙権・被選挙権停止、強制送還、外国人登録)とみなされ、ある時は日本人(配給、刑事裁判権)という便宜的使い分け政策のもとで、結局、GHQの先きの「解放民族」規定は、法的性格を付与されないまま、その後まもなくしうすのうちに反共治安対象としての法的地位が形成されていくのである。なかでも彼等に対する刑事裁判権について、GHQは早い時期に日本政府に対し認めてきた。⁽¹²⁾すなわち、1946年2月19日「刑事裁判権行使に関する覚書」(SCAPIN-756)によって、日本の裁判所は、連合国人に非ざる朝鮮人に対して当然刑事裁判権を行使出来るものとなり、またその直後の同年4月30日の「朝鮮人の不法行為に関する覚書」(SCAPIN-1111-A)もまた、朝鮮人の不法行為に対し、日本政府が完全に取締の権限を有することを是認した。これらの覚書は、治安当局の側からすれば、あたかも「その横暴振りに対し終止符が打たれた」⁽¹³⁾の感を与えるものであったようである。

(2) 在日朝鮮人と犯罪

戦争直後の在日朝鮮人は、その生活苦と新たな冷戦構造にさらされることにより増幅される民族的感情によりその犯罪率は高かった。⁽¹⁴⁾その高率をもって、治安当局者の目からみれば、在日朝鮮人とはそもそも人格的に犯罪を犯す性格を有しており、それが「朝鮮人の国民性に共通した欠陥とみることができると断言してはばからなかったのである。⁽¹⁵⁾

しかしながら在日朝鮮人の犯罪率の画期的な考察を行ったとされる高橋正己

最高裁判所事務総局刑事局第3課長（当時）によれば、在日朝鮮人の犯罪を同一の年令、体性および職業の日本人とくらべて解明し、戦前の受刑者の率は日本人の受刑率と全く同率になるという。その結論において、「朝鮮人の内地移住が始った大正初年から今次の戦争直前の昭和15年に至るまでの約30年間を通じて、その何の1年をとって見ても朝鮮人の犯罪は之と同年令、同性性、同職業、同一境遇に在る日本人と比較して些かも高率であったことはない」と。さらに、「この限度に於て朝鮮人を特に犯罪的な民族であると見るのは誤りである」ともいう。⁽¹⁶⁾

戦後については、第1審有罪被告人数（23年上半期）を基に前述の検討を試みて、日本人の3.3倍が相当であるとする。ところが、実際の犯罪率は第1審有罪者が日本人の6倍余、受刑者が12倍に及んでおり、予想されるところと著しく相違している。それ故、その説明を朝鮮人だけに「特有な事情」の中に求めようとする。それでもなお、最後の切札として民族性一般を持ち出す論者に対しても、「殊に戦後の混乱期に於ける一時的現象を捉へて、民族性の如き恒久的素因を探求しようとする如きは明らかに行き過ぎである」と反論している。⁽¹⁷⁾そこで、昭和24年通常第1審犯罪票にもとづく総計を基礎に総合的に観察をした結果、在日朝鮮人の犯罪率を高からしめている要因として、① 年齢・体性・職業のほか考慮すべき点につき② 出稼人的不定住性、③ 経済的不安定性等をあげ、④ 失業者の独力による生活打開方法としての営業的違反行為、⑤ 多数の密入国者・不法残留者が犯罪の主導をなしていること、⑥ とくに圧迫させられていたと感じる民族の超過相殺的反発等をあげている。⁽¹⁸⁾ここでいう「超過相殺」（Über-Kompensation）とは、心理分析上の概念ではあるが、本件についてそれをみるならば、ポツダム宣言の受諾により朝鮮人の宿願たる独立が実現することとなり、今までの無能力者が一挙に能力者になり、長年月の間恥辱を忍び怨恨を含んで屈服していた民族が猛然として反発し、あらゆる日本の権力を破壊する衝動にかられたことをいう。そして戦後の在日朝鮮人の犯罪の大部分も比の種の一時的な逆上の結果なのであり、その行き過ぎが時として心ある人々のひんしゆくを買うものであったとしても、それは、「時にとっては

必然の勢であったといわねばならぬ。逆上は早晚覚める筈である。戦後における朝鮮人の犯罪の高潮も遠からず落潮せねばならぬ(傍点筆者)と、その方向性をも指摘している⁽²⁾。その指摘の正しさは5年後、森田芳夫氏の分析によって証明されるに至ったのである⁽³⁾。

なるほど、在日朝鮮人の「経済的不安定性」あるいは、「失業者の独力による生活打開方法としての営業的違反行為」についてみた場合、祖国の米軍占領等種々の事情により残留した60万人の朝鮮人は、法的地位が不安定なままに、日本政府からも占領軍からも何ら生活上の保障が与えられずに、日本社会に投げ出されることになった。たとえば、「闇市」や「密貿易」への進出についても、日本の経済機構全体の崩壊において生活をする上で、配給だけでは生活出来ない状況下での新生の「闇市」や「密貿易」こそが、在日朝鮮人にとって新たに又は特別に参加出来る経済領域であったのである。勿論、「闇市」等の活動は形式的には生活のために法を犯すことである。

あるいは、「密造酒」についてもそのことはいえよう。酒は闇市にとって最適の商品であった。ここにも自活の道を求めて在日朝鮮人が進出し、やはり生活のために法を犯すことになる。まさに、法の下での生活である「法生活」と生きるための「実生活」とが矛盾、乖離せざるを得ない特殊な状況下にあったのである。そこで当局による摘発・取締に対する生活防衛策として、たえず組織的対処策が工夫され、当時その中心的役割を担った朝聯の組織が網の目のように張り渡されていたのである⁽⁴⁾。本来、当「益田事件」もまた、当初かかる生活状況下にあった他の多くの集落での1事件に端を発するものであった(図II参照)⁽⁵⁾。

<注>

(1) 島根県警察史編さん委員会編『島根県警察史昭和編』(1984年12月)。同県警史は、少なくとも当「益田事件」に関する限り、その事実経過の叙述は確度の高いものである。なお、事件の概要については、前掲拙稿「益田事件について」を参照。

(2) 洪寅坤 61歳 慶尚南道出身、この人は、「益田署事件」当日、下関からの帰りにこの事件に出会った。当事件のための聞取調査(1987年)による。

昭和19年8月、19歳の時、募集人に誘われ着のみ着のまま日本に来た。釜山一博

図Ⅱ 在日朝鮮人罪名別被疑者新受人員

罪名	年									
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	29年	
刑法犯										
公務執行妨害	192	191	422	830	416	373	564	289	194	
騒擾		13	322	232	163	2	324	20	1	
放火	1	7	14	10	26	20	101	44	40	
住居侵入	66	214	369	504	494	350	386	326	312	
通貨偽造	39	2	6	5	2	2				
文書偽造	140	173	277	107	191	267	221	183	156	
賭博	1,471	2,905	3,044	2,049	1,436	1,579	1,053	1,036	642	
脅迫	108	97	132	135	127	122	148	118	119	
殺害	878	1,597	2,747	4,201	4,870	4,373	5,060	5,172	5,772	
脅迫	26	42	88	182	186	224				
強盗	7,163	7,456	10,283	11,590	11,675	10,978	9,559	8,389	7,146	
強盗	1,897	1,417	923	704	523	312	294	273	195	
詐欺	873	1,214	1,699	1,686	1,995	1,407	1,698	1,744	1,557	
恐喝	677	680	854	872	915	611	572	527	649	
横領	128	150	241	293	362	381	376	408	346	
贓物関係	964	1,284	2,183	2,680	2,702	3,616	3,225	2,538	1,393	
その他の刑法犯	473	479	1,138	1,638	1,507	1,515	1,712	1,711	1,698	
刑法犯計	14,826	17,921	24,742	27,718	27,590	26,132	25,293	22,778	20,220	
特別法犯										
暴力行為等処罰に関する法律	314	230	370	544	217	101	602	156	229	
食物管理法令	3,948	11,903	10,848	16,017	12,206	9,234	4,853	3,430	3,729	
物価統制令	1,367	3,941	5,319	3,640	739	229				
銃砲刀剣類等所持取締令	58	163	258	268	315	276	230	176	240	
外国為替及び外国貿易管理法	157	65	61	89	40	39	145	19,377	140	
外国人登録令		88	1,074	2,499	10,193	9,253	9,451	19,377	15,898	
酒税法	19	286	1,917	3,070	4,418	6,446	4,200	3,620	3,616	
煙草専売法	146	73	277	1,148	989	859	603	796	1,372	
関税法	189	716	558	980	193	309	470	563	373	
占領目的阻害行為処罰令	52	194	481	651	389	249				
出入国管理令								1,623		
麻薬取締法								398	1,384	
その他の特別法犯	1,654	3,161	6,225	6,297	6,572	12,566	12,943	16,850	23,737	
特別法犯計	7,904	20,820	27,388	35,163	36,271	39,561	33,497	47,230	51,265	
合計	22,730	38,741	52,130	62,881	63,861	65,693	58,790	70,008	71,485	

(注) (1)21年～24年は法務省法制意見第四局統計課「検察統計月報」27年5月分による。

(2)25年～29年は法務省「法務統計」29年による。

(3)この調査は検察庁で取扱をした新受人員であるが、検察庁相互間の移送および家庭裁判所から送致を受けたものは、重複するので昭和25年以後は除いてある。昭和22年～24年についてはそれを区分する資料がないので含まれている。

(4)銃砲刀剣類等所持取締令には銃砲等所持禁止令が、外国為替及び外国貿易管理法には外国為替管理法が、関税法には関税法の罰則等の特別に関する件が、占領目的阻害行為処罰令には昭和21年勅令第311号が、それぞれ含まれている。

森田芳夫『在日朝鮮人の処遇の推移と現状』262頁より作成

多一佐賀を経て、長崎県エイリ炭坑に連れて行かれた。低くて狭い坑内で、寝そべった姿勢で石炭を掘っていたが、落盤事故でケガをした。仲間3人で炭坑から脱走、山に1週間かくれていた。リーダー格のものの友人が小野田におり、それに連絡して迎えに来てもらい、佐世保から汽車に乗って小野田へ行った。姉が厚狭におり、姉を頼って行き農業をやっていたとき8・15を迎えた。

都野津で馬車曳をしている兄のそこへ行き、次いで川本の災害復旧工事の飯場で働いた。21年に益田に出た。タバコの葉を集めて下関に運ぶカツギ屋をやったり、山の仕事をしたりしていた。益田事件の時は下関に行っており、帰ったところ事件に会い、駅からみんなと一緒に警察署に抗議に行った(傍点筆者)。この事件で警察に捕った。旧正月の朝5時頃、戸をたたくので表に出たら「ちょっと来てくれませんか、聞きたいことがあるから。」といてそのまま松江に連れて行かれ3ヶ月も拘禁された。デモの後にはいたのにどうして捕えられたのか、いまもってわからない。兄(洪壽成・筆者)は起訴され懲役刑になった。

益田の朝鮮人学校は、半分畑で半分山のところを入手してみんなの奉仕で整地し、古い建物をもってきて建てた。いまある朝鮮会館である。多い時は150人もの子供が通学していた。先生も6人いた。先生には食べるものをみんなで米や金を持ちよって保障した。祖国独立の喜び、使えなかった母国語、朝鮮の歴史を勉強しようと、みんな熱意にもえていた。

24年に24歳で結婚、ヤミ屋、カツギ屋、土方など、生きていくために何でもした。30年頃には木材の木出しもした。もうかったこともあるが、暴落で大損もした。津和野に行ってパチンコ屋を受け継いで始めたが、火事にやられてしまった。頑張って再興して軌道にのせて現在をつくった。日掛け預金を3年つづけて信用をつくったことが開業資金の融資を受けることにつながった。内藤正中「石見の朝鮮人」郷土岩見20号1988年3月9頁以下所収。

- (3) 警察は、島根軍政部に連絡しパーレット少尉の意向をただした。その結果「取調べの終わった女性は即時釈放する。男6人については27日の夕刻、釈放するので今夜は朝連の責任において解散する」ことを申し入れたことになっている。西尾忠良編・著前掲書110頁参照。
- (4) 増田正度「国内治安維持に極めて重要な——在日朝鮮人問題について」警察時報1952年4月号36頁。
- (5) 篠崎平治『在日朝鮮人運動』192頁。
- (6) 坪井豊吉『在日朝鮮人運動の概況』法務研究報告書第46集第3号230頁。
- (7) 前掲増田、36・7頁。
- (8) 前掲篠崎266頁。

- (9) 同前206頁，前掲坪井243頁。
- (10) 詳細については，内藤正中「日本海地域における在日朝鮮人の形成過程（II）」島根大学法文学部紀要法学科編経済科学論集第12号1986年10月 8頁以下参照。
- (11) さしあたり，エドワード・W・ワグナー『在日朝鮮少数民族』79頁以下参照，一方，日本政府による治安対象性を分析するものに，宮崎章「占領初期における米国の在日朝鮮人対策」思想（1985年 8月号）122頁以下参照。なお，占領前に作成された民政ガイド『在日外国人』については，片岡須美子・金英達「資料紹介アメリカの戦時資料（3）—『在日外国人』—」部落解放研究65号150頁以下に解説を付して訳出されている。
- (12) 植松 正「戦後における朝鮮人の犯罪」警察学論集24年 7月35頁，戦争直後の裁判実態をうかがい知ることができる。
- (13) 前掲増田36頁。
- (14) 前掲植松参照。
- (15) 豊田邦彦「在日朝鮮人と治安問題について」警察時報1953年 6月号32頁。
- (16) 高橋正己「敗戦後日本における朝鮮人の犯罪」刑法雑誌第 1 巻 2号1950年10月131頁。
- (17) 同前142頁。
- (18) 同前144頁。
- (19) 同前。森田芳夫『在日朝鮮人処遇の推移と現状』法務研究報告書第43集 3号257頁の整理による。
- (20) 前掲高橋144頁。
- (21) 前掲森田263頁。
- (22) 梶村秀樹『解放後の在日朝鮮人運動』27頁以下参照。在日朝鮮人と占領との関りについて，さしあたり，呉林俊「日本占領と朝鮮人」思想の科学研究会編『共同研究日本占領』（1972年）243頁以下参照。なお，資料操作において，その問題意識そのものが問われている興味あるものに，加藤晴子「在日朝鮮人の処遇政策確定過程にみられる若干の問題について——1945年～1952年」日本女子大学文学部紀要33号（1985年）45頁以下参照，それを的確に批判するものに梶村秀樹「書評加藤晴子論文の内在的批判」在日朝鮮史研究15号（1985年）113頁以下参照。
- (23) 朝鮮人密造酒の検挙でもっとも有名なのは，大阪府泉南郡多奈川町の朝鮮人集落に対するもので，この事件で裁判長は，最終公判において，警察側のゆきすぎを批判し，朝鮮人が生活苦のために酒の密造を行ったとしても同情の余地があり，こういう環境に陥れたことは日本として深い責任があり，できるだけ生活環境の実態を調査し，温い気持と理解ある態度でのぞむべきであると，とのべ17名中無罪 5，免除 1，その他有罪のものも執行猶予にして注目された。朝日新聞（大阪版）1954年 2月 8日，森田前掲書264頁参照。当事件のルポルタージュについて，白佑勝「多奈川事件を解剖する」

朝鮮評論 3号1952年 5月27頁以下参照。

2. 「益田事件」とその事実認識の相違

(1) GHQ島根地方軍政部（ニッポン・タイムズ、1949年1月29日付）

当「益田事件」が終始GHQ地方民政部の直接的関与のもとにあったことについて、事件当時、当事者は別にして一般には知らされていなかった。それ故、当時軍政部が後でみるその本来の「監視」職務との係りで、違法捜索を含め種々の関与について、真の当事者としてどのように事件を公表していたか興味あるところである。⁽¹⁾

〈朝鮮人暴民達が島根で蜂起する〉

軍政部隊長が語ったところによれば、密輸品の捜索を阻止しようとしたとのことである（AP通信特派員クランク・L・ホワイトによる）。

軍政部は、日本の国家警察が木曜日（1月27日＝筆者注、以下同じ）11人の朝鮮人を拘置、そして島根県益田町での隠匿物資に対する捜索を妨害しようとした数百の朝鮮人の乱闘を3日間で終らせたということ公表した（傍点筆者、以下同じ）。

マサチューセッツ州ノースアダムス出身の島根軍政部隊長モウサート Mausert 大佐は、益田町近隣の松江の司令部から電話を通じて、AP通信社に次のように語った。すなわち、2人の日本人と9人の朝鮮人が水曜日（26日）の乱闘で負傷した。その後、約150名の警官が目下町の治安を保持しているとのことである。さらにモ大佐によれば、米軍は一切要請されていないとのことである。

彼によれば、そのトラブルは、そもそも2人の経済調査官が到着し、隠匿物資の摘発のために、朝鮮人居住地の家宅捜索と同時にじまったとのことである。それにモ大佐は、益田を経て朝鮮や中国に対して大量の日本製品の密輸出があるという。彼がいうところによれば、捜索令状の提示を求める朝鮮人達によって拒絶されたのである。

その後、調査官達は、10人の日本警官を連れて戻り、密造酒ばかりか大量の隠匿物資をば押収した。周辺の村々からの増援によって強化された益田の朝鮮人達は、いきおいよく日本警察に対する最初の闘いを仕掛けたのである。モ大佐は、付言して、朝鮮人達が酒を飲んでいて、また、朝鮮人達が摘発をまぬがれた酒の押収を阻止するために、樽を粉々

に割ってしまったという。

朝鮮人達が警察に引き渡しを拒否した物品を守るために、見張りに立ちはじめたので、火曜日（25日）の夜には、警察の増援部隊が到着した。さらに多くの朝鮮人達も到着した、そして警察が6人の朝鮮人を逮捕し、取り調べのために彼等を拘留することになる水曜日（26日）の午後までは、何事もなく両者は対峙していた。

水曜日（26日）の夜、朝鮮人の暴徒が警察署を取りかこみ、刑事被告人達の釈放を要求した。その後生じた小競合で、日本人警官と経済調査官の各1名が朝鮮人達によって投げられた石により負傷した。9人の朝鮮人が警官のもつ夜警棒やこん棒で激しくうたれた。モ大佐によれば、いずれもひどいけがではないとのことである。

水曜日（26日）遅く、東京の国警本部は、2人の朝鮮人女性被疑者は釈放された、また6人の男性達も取り調べが済み次第、全員釈放されるであろうと益田署長が約束したと、述べた。又、同本部によれば、朝鮮人暴徒はその後解散したとのことである。

特徴的なことは、第1に、若干の数字の違いは別にして、当事件の第1次から第2次にわたる事件の流れ自体は、大層簡にして要を得たものとなっている。第2に、それ故当時の他の報道が常に不正確であったにかかわらず、事件のきっかけとなる、朝鮮人より求められた「搜索令状の提示」がなく、そのため搜索を拒絶されたことについても述べている。しかしながら、違法搜索を命じたのは、軍政部将校パレット少尉であったこと、フェリー伍長もニップ氏も、さらにモ隊長の「厳命」についてさえも本人自身が何も語っていない。そのことはモ「大佐」（松江に着任した時、その後も長く中佐であった）自身による、中国地方軍政部（呉）への報告もその件については欠落させられていることをうかがわせる。おそらくこの記事の趣旨が公式見解だったのではないであろうか。「米軍は一切要請されていない」ということも、ここでの米軍 American forces がいわゆる「実力部隊」であるならば、たしかに事態は正にそのとおりなのである。後で見るとおり立て前上、地方軍政部は直接関与してはならないのであるから。

(2) 松江地方検察庁（「起訴事実」）

一方の当事者である取締・治安当局者による事件事実の認識をみておくのが

ここでの趣旨であることからすれば、地元警察による評価を検討すべきであるが、前掲「県警史」が分析する「益田町警察署襲撃事件」（784頁－789頁）の叙述は、「多分に軍政部将校の特権意識に起因している点があり、占領下ならではの特殊な事案として苦勞した事件であった」という観点に基き、事件の客観的事実経過自体は、いまのところ、数字の点までも含め最も正確であり、この部分に関する限りその努力について多としておかねばならない。勿論、取締当局の基本姿勢として、事件解決の評価に関しては、「早期に解決できたのは、警察の断固たる措置による」ことを第1義的にあげてはいる。

そこでここでは、検察当局による「起訴事実」をみておくことにする。⁽³⁾

〈起訴状による判罪事実〉

季昌根等前記9名は、昭和24年1月26日木村好子外8名が関税法、貿易等臨時措置令違反、公務執行妨害等の容疑を以て逮捕され、美濃郡益田町警察署に拘束された事に就き、右は朝鮮人に対する不当弾圧であるとし、警察署に之を質すと共に、身柄の就放を求むべく前記連盟美鹿支部に於ては同連盟浜田支部等附近支部の朝鮮人に対し即時その来援を求め、そと結果約100名が同郡益田町大字吉田同連盟美鹿支部事務所に集合するや、不当拘束の故を以て被拘束者全部の即時釈放要請方を決議し、交渉委員を選び同日午後より同町益田町警察署に順次之が交渉を始めたが、同署長の回答は同人等を満足させるに至らず、その間各地方より集合した朝鮮人は時を経るに従い、その数を増し、全員警察署に押寄せ、多衆の威力をかりて署長と直接交渉の上即時釈放要求を貫徹すべく、同夜9時頃約80名が隊伍を組んで前記事務所を出発し途中より漸次朝鮮人参加者を糾合し、その総勢百数十名に達した上、行進の途次木棒、石塊等を用意して携え、騒然として氣勢を示しつつ通称本通りを推し進み、暗夜9時40分頃増田町警察署門前に殺到するに至った（傍点筆者、以下同じ）。

警察署の如き官公署にあっては特別の静謐と秩序との保持を本質上要請せられ夜間の如きはその必要性特に大なるものがあり、多衆の威力を誇示する斯る示威的多衆の構内立入りは社会通年上許容されないものである上、右事態を索動した同警察署長安倍藤市は之を阻止せんとして部下警察職員、応援警察職員数十名を表門、其の他に配置し所謂人垣を整え、入門を許さず、之を断乎拒否せんとして予め待機防禦させて居たのに対し前記朝鮮人の集団は多衆の威力と実力を以て右入門阻止の警戒線を敢て突破構内へ侵入せんと抗争に出て茲に阻止に当たった警察職員等と小競合となるや、該多衆は右警察隊に対し携え来た小棒、石塊等を又附近に存置しあった垂鉛片の附着せる石材木類其の他竹垣の竹、棒、杭等を抜き、或は路傍に放置してあった古瓦、セメント塊、石塊等を投げつける等の暴行を加

えると共に、喊声を挙げつつ警戒線を突破せんとして阻止する警察職員に劇しい乱闘を加えつつ遂に門内内庭広場に侵入し、前記投石その他暴行により庁舎の窓硝子、自動車の前照燈及びウインド硝子等を破壊し、警察官側をして右暴動を鎮圧する為、同署長は拳銃の威嚇発砲をなし、警備警察官は警棒を使用し、応援の為非常サイレンを吹鳴して消防団員の非常招集を行うの止むなきに至らしめ、この間前記乱闘の為、双方に十数名の負傷者を生ずるに至り、同警察署及び附近一帯の静謐を攪乱し以て騒擾したものである。

右騒擾に際し前記季等9名は何れも前記朝鮮人集団に参加し、その先頭に立ち喧噪を極めつつ氣勢を挙げ、右警察署の門外から構内広場に突入侵入し、以て該群衆に率先してその勢を助け、更に山田栄子は民主警察が乱暴するとは何事だと叫び、金三岩は浜田からも警察官が来ている、皆よく知っているぞ等と絶叫して群衆を煽動したものである。

特徴的であるのは、第1に、本件「益田事件」のうち「騒擾並びに建造物侵入被告事件」となるその第2次の事件となる「益田署事件」に限った訴状であるために、その各被疑事件が犯罪として認定されるための保護法益、各構成要件に即した事実評価であって、第2次事件に至る第1次事件の直接の原因となった、軍政部将校等による違法捜査については全く触れるところがなく、これによって「益田事件」全体を評価することは出来ない。第2に、「警察署及び附近一帯の静謐を攪乱して以て騒擾した」というが、それがどれくらいの時間で、しかもその攪乱原因が「暴行」であるのか、それとも「威嚇発砲」、「警棒の使用」、「サイレンを吹鳴して消防団員の非常招集」、それとも「十数名の負傷者を生じたことなのか必ずしも明確ではない。ここでは詳述はしないが、少なくとも、騒擾罪が1地方における公共の平和、静謐をその保護法益とするのであるから、多衆の暴行脅迫が「短時間」でなく相当の程度に達し、その公共の平和、静謐を害する危険を帯びるに至る程度については、危険の具体的発生を要件として運用されるべきものであろう。⁽⁴⁾

(3) 在日本朝鮮人聯盟島根県本部等三団体

もう一方の当事者である在日朝鮮人聯盟（朝聯）は、この事件に関して、2月1日付で、抗議と真相解明を訴える声明書を発表するとともに、2月4日には検察側の起訴に対するけん制をも含めて、第2次事件である「益田署事件」

において「30余名の重軽傷者」(後掲声明書)が出たことに対して告訴をもってのぞんだ。さらに、2月11日には「生活擁護のため」という目的で中国5県からの参加者も含め集会を企画した(島根県新聞2月6日付参照)。又、2月14日にも、松江市湖畔亭において、島根県朝鮮人生活防衛闘争委員会が主催して、「益田事件真相を語る会」をもつなど活発に真相報告運動を起したようである。⁽⁵⁾

〈声明書〉

親愛なる日本の皆様

圧迫と搾取からのがれ自由と平和を渴望する吾々の前に今や再びファッショ軍国主義が陰謀を以て擡頭して来た。

去る1月25日、突如経済調査官並びに警官数名が益田町高津に來り、木村某が密貿易容疑物資を所持して居るとの理由で、捜査令状も持たずに当地の朝鮮人家屋を片端から土足で上り込み、タンスやコーリは勿論家財道具を一切不法にも搜索し始めた(傍点筆者、以下同じ)。当地の朝鮮人は驚いて「何故令状もなく搜索するか」と問ふと、「生意気なだまって居れ」と恐喝し乍ら、質問した婦人を身動きも出来ない様にしぼりつけて、そこらにあつた生活必需品まで没収した上、朝鮮人9名を連行し立ち去つた。これを見た近所の朝鮮人及び日本人までが激昂して、26日益田署へ当局の不法を訴へ不当拘束者を解放してもらふべく行つたのであります。

そこで当局は、朝鮮人は暴動を起したとか、警察を焼打ちするとかの流言を飛ばして、武装警官数百名を動員し警鐘を鳴して消防団、青年団迄も招集して、あたかも1大戦争でも起つたかの如く宣伝し、手に何も持たない朝鮮人にピストルを乱射し或は棍棒を振って、男女を問わず片端から暴行を加へ30余名の重軽傷者を出したのであります。

問題の重要性と悪化を憂ひ警察当局と善後策を協議する為、朝連益田支部及び浜田支部の幹部が行つた所、その人達まで重傷を負はず等事態を拡大させたのであります。

処が朝連はあくまで平和的解決を期して当局と交渉した結果、前記9名の解放条件を以て一段落を付けたのであります。処が当局は29日突然建造物不法侵入との理由で24名(女子4名)を松江刑務所へ収容したのであります。

当局が千数百名の動員と其の為に百万円に上る費用を使って敢てデッチ上げた此の事件は、先に朝鮮人学校閉鎖問題或は各地に於る朝鮮人弾圧等を合せて考へて見る時、これは明かにファッショ軍国主義の再現と云はざるを得ません。尚ラジオや新聞等を通じて如何にも朝鮮人が暴動を起したかの如く宣伝して居るが如きは、日本人民と我々が相提携して平和と民族独立の為に戦ふ兩民族を離間し弾圧せんとする当局の陰謀であります。

親愛なる皆様

吾々は決して非を正当化するものではありません。故に此の真相を明かにすると共に、本事件の全責任が彼当局にある事を主張し、拘束者の即時釈放と不法弾圧責任者の厳罰を要求するのであります。更に吾々は民主主義と平和擁護の為にあく迄闘ふであろう事を茲に声明するものであります。

1949年2月1日

在日本朝鮮人聯盟島根県本部

在日本朝鮮民主青年同盟島根県本部

在日本朝鮮民主女性同盟島根県本部

特徴的なことは、第1に、パレット少尉をはじめとする軍政部将校等の介入の事実について注意深く避けようとするため、たとえば第1次事件である「ヤミ物資摘発」事件における2回の違法捜査があつたにもかかわらず、簡略化されてしまっていること等、抗議の相手が専ら日本側の取締当局に向けられている。第2に、当事件も第1次事件の被疑者の釈放でもって落着するべきものが、「突然」建造物侵入容疑も含む第2次の「益田署」事件に転換していったことに強い憤りを表している。第3に、その第2次事件への移行そのものが「デッチ上げ」られたものであり、放火や暴動等の流言によるこの種の弾圧が、大阪・神戸等の朝鮮人学校閉鎖問題等にみられる一連の弾圧体制と軌を一にするものという認識に基づき、「当局」の不当弾圧と両民族離間の「陰謀」に抗議し、今後の真相の解明を訴えている。

未だこの段階では取締当局やGHQに対する積極的抵抗路線は明確になつていなかった。しかし、当事件の全経過をみれば明らかなおろ、朝聯の運動もまた占領軍と対決せざるを得なかつたのである。まもなく日本政府は、1949年9月8日朝聯を団体等規正令でいち早く解散を命じる。その理由は、占領軍に対する度重なる反抗反対、暴力事犯ということであつた。

島根県においても、9月8日から県本部をはじめとして浜田、出雲支部等の接收を開始したものの、益田の美鹿支部は、1月に当事件があつたばかりの上、県下最大の構成員をもつ支部でもあるので、他と遅れてようやく9月13日接收

を通告されたとのことである。⁽⁶⁾

(4) その他（地元紙・『島根新聞』、地元史・『益田市史』）

(1) 島根新聞

島根県下を販売網とする地元日刊紙は、当時島根新聞（現在山陰中央新聞）のみであり、他に週刊ではあるものの、益田町をもテリトリーとした島根県西部石見地方を販売網とするものに「石見タイムス」があった。ここでは島根新聞に基づいてその特徴についてみておく。当時本紙は、県民がこの「事件」を知る唯一の報道媒体であった。

(イ) 「ヤミ物資摘発事件」について、本紙が報道するところによれば、まず当摘発事件の前段として25日午前10時すぎ、「情報をキャッチした県経済調査庁原田監察官一行5名」が朝鮮人集落を「急襲」し、第1回目の捜査を行ったところ、朝鮮人に「不隠な空気が見えたので地元益田署に武装警官十名の救援隊を要請」した。再び「これら救援隊と協力しさらに徹底的な捜査を行った。しかし「警察官との間に遂に小競合が発生取締側も止むなく威かく発砲し空気は険悪となり結局柳行き一個を押収しひとまず引上げた」、以上が前段となる。次に、当摘発事件の後段として、円満な解決をはかるため、「自発的に暴行の責任者を出し奪還した物資を提出することを条件に話しをすすめ」たが、26日朝「8時10分交渉決裂により」、3度目の捜査を行い、10名を逮捕したという（いずれも同紙1月27日付）。

問題なのは、第1に、隠匿（ヤミ）物資の押収を指導したのは、パレット少尉をはじめとする2人の島根県軍政部員であること。第2に混乱の主たる原因が令状なしの発砲による違法捜査であったこと。第3に、当事件後段部分において、被疑者の逮捕等へと拡大したのは、パ少尉の強硬な姿勢とモッサートGHQ 島根県軍政部隊長の厳命であったこと等について本紙は全く触れていないことである。既に、1948年10月24日をもって、新聞の検閲は全て廃止されているにもかかわらず、このように自主規制が働いていたとすれば、当時の読者

に在日朝鮮人への一方的偏見がうえつけられたことは否めないことであろう。⁽⁷⁾

(ロ) 「益田署事件」についても、紛糾する益田署前での混乱の收拾が、前記「県警史」がいみじくも書きとめているように、「時あたかも出張中の軍政部員ニップ」(同書782頁)が退去命令を発することによって、ようやく平静をとり戻したのであった(傍点筆者)。おそらく「監視」業務のための来町であろう。ここでも本紙はGHQ軍政部の関与について全くふれていない。

その他新聞内容で問題とすべきは、第1に、当「益田事件」の第1次事件である「ヤミ物資摘発事件」自体は、逮捕者の身柄釈放によって「一応解決したかにみえたが、26日夜の留置人釈放要求のため大挙押しかけた朝鮮人側の集団行動を如何に取扱うかが残された問題」とし、その後の「検察側の動き」に注目した。やはり検察側の動きは慌しく、28日未明にかけて原地益田において「国警側幹部と秘密のうちに対策を練」り、その結果、騒擾罪等で「断固責任者の追求検挙に方針を決めた」ことを伝えている(いずれも同29日付)。

このようにして、とりわけ検察側の「強硬態度」によって、騒擾罪を適用する第2次の「益田署事件」が形成されていく過程を追っており、興味深いものがある。とくに、原地捜査本部に陣取っている松江地検次席岡藤正秀検事が語るところによれば、「朝鮮人側では今回の事件を不当逮捕監禁だといっているが、判事の逮捕状を執行したもので違法ではない」ということにより、当事件の直接の原因となった米軍将校による発砲を伴う令状なしの違法捜査問題の存在そのものの無視とすりかえの意図がみえて興味のあるところである(いずれも同30日付)。

なお、同紙は2月11日の9名の起訴後も(12日付)引き続き、3月3日からの第1回公判以降、翌年の5月29日の判決まで追跡報道をしてきた。⁽⁸⁾

(2) 地元史・誌(「益田市誌(下巻)」)

地元益田史・誌については、戦後の時代を経るごとに三史(誌)が編纂されているものの、前記拙稿「益田事件について」(17頁)において、それらの「益田事件」の扱いについて「いずれも混乱を何の疑問も抱かず騒擾と断定したうえで記述しているなど、客観的資料とはいえないもの」と既に述べているとこ

ろである。矢富熊一郎著『益田町史(下巻)』(834頁以下1952年7月)と同著『益田市誌』(469頁以下1963年7月)では、いずれも「鮮人の暴動」という無神経なタイトルでもって記述されている。しかし両著とも占領解除後のものなので、GHQ 島根県地方軍政部の違法捜索をはじめとする積極的関与についても、「軍政部・県経済調査庁により」(同町史834頁)、あるいは「P 中尉の応援を得て」(同市史469・70頁)と、それぞれ記述している。

なお、「少尉」の間違いであり、又「応援」などではなく積極的指導があったのである。又、1978年に編纂され、今のところ一番新しい『益田市誌』もまた、その構成メンバーには誤解があるものの「島根県軍政部将校1名同下士官1名及び調査班員(日本人)1名」(同市誌603頁)となっている。

そこで本稿では、最も新しく、又問題が一番多いと思われる『益田市誌』をみておくことにする。⁽⁹⁾その検討の結論を先に述べるならば、『益田市誌』は、この「益田事件」に関する限り、その記述が全く信用することができない。なんとなればこの事件の構造そのものについて誤解があるばかりか、日時、人数等に多くの間違いがあるからである。

問題なのは第1に、事件の全体構造の評価である。その記述するところによれば、「1月26日」の午前10時頃、密輸物資を「検索して摘発しようとしたところ」、朝鮮人が「この処置に反抗の態度にでたため、益田町警察署長に急きよ応援を求め」、「軍政部の指示により摘発物資を自動車に積載しようとしたところ、朝鮮人側はこれに反撃、逐次人員を集合し200余名が対抗的態度を示すに至った。町警察は威信の失墜を慮んばかり、騒擾責任者とみなす18名を逮捕し、警察に留置した」(同603頁上段)。なお、実際の逮捕者は9名である。一方、「県下各土地の朝鮮人」は、「警察広場に集結」し「即時釈放」を求めて「暴力示威行為にでた」というのである(同下段)。

注意すべきは、ここには、事件の発端となった発砲を伴う令状なしの違法捜査について全くふれていない。くりかえしになるが、当「益田事件」は、第1次と第2次の事件からなっている。まず第1次の「ヤミ物資摘発事件」とは、前段として、1月25日の違法捜索が抵抗にあい、後段として、国警県本部から

の問合せに対し国警美濃地区署が報告し、その応援を得て26日の朝9名の逮捕と違法物資の押収を終えた事件のことである。次に第2次事件とは同日夜の構内広場での騒擾事件として41名が逮捕され結果的に第1次の逮捕者と同数の9名が起訴されることになった「益田署事件」のことである。すなわち、『益田市誌』では前段の25日の違法捜索が完全に欠落しているばかりか、摘発開始を26日としてしまったばかりに、前段と後段との区別がなくなってしまったのである。しかし、偶然にも第1次の逮捕数と第2次の起訴数とが9名と同じ数であることから、取締・治安当局の思わくからか、あるいはGHQの介入があったのかはさておくとして、既に、違法捜索と直接関わる第1次事件は早々と解決済みとされているにもかかわらず、この「市誌」では、あたかも第1次事件と第2次事件とが一体となって騒擾罪の適用をみたものとみなしているのである。すなわち、騒擾罪が適用される事件は26日の夜半の第2次の事件となる「益田署事件」のことなのである。

第2に、個別的形式的なことであるが、まず、安部益田署長は不在であったばかりか、「県本部に速報」（同603頁後段）したのでもない。次に、数字のことであるが、既に挙げたものの他に明らかにまちがっているものは第1次事件の舞台となった朝鮮人集落に集合した朝鮮人の人数は「200余名」（同603頁上段）でなく80名であったし、益田署前の解散は26日夜12時頃であり「午前4時」（同603頁下段）でもない。軍政部の28日付の解散命令が出たのは「2月2日」（同603頁下段）ではなく1月29日である。

<注>

- (1) Nippon・Times Sat. Janu. 29. 1949.
- (2) 前掲『島根県警察史昭和編』784頁。
- (3) 前掲『内乱・騒擾等の暴動事件録』298頁以下参照。
- (4) 夏目文雄「騒擾罪判例概説」法律時報臨時増刊号、治安と人権（1970年6月5日）136頁以下参照、大野平吉「騒擾の判例」総合判例研究叢書刑法（18）65頁以下参照、竹内正「騒動の罪」竹田＝植田還暦祝賀・刑法改正の諸問題336頁以下参照。
- (5) 島根県評30年史編纂委員会『島根県評30年史上巻』291頁参照。
- (6) 前掲内藤19頁以下参照。

- (7) 占領期の検閲制度について、さしあたり、福島鑄郎「占領下における検閲政策とその実態」中村隆英編『占領期日本の経済と政治』339頁以下参照、同「占領初期における新聞検閲」思想の科学研究会編『共同研究日本占領軍その光と影（上巻）』115頁。松浦総三の仕事2『戦争・占領下のマスコミ』26頁以下参照。
- (8) 起訴後の訴訟経過についても、島根県新聞は伝えている。第1回公判を伝えるのは3月4日付、2回目3月19日付、3回目4月27日付と続き、12月18日には9回目の求刑を伝えており、公判自体の順調な裁判の流れを示しているようである。
- (9) 益田市誌編纂委員会編『益田市誌（下巻）』1978年6月

3. 「益田事件」と取締・治安機構

(1) GHQの地方軍政機構

(1) 地方軍政機構の構造

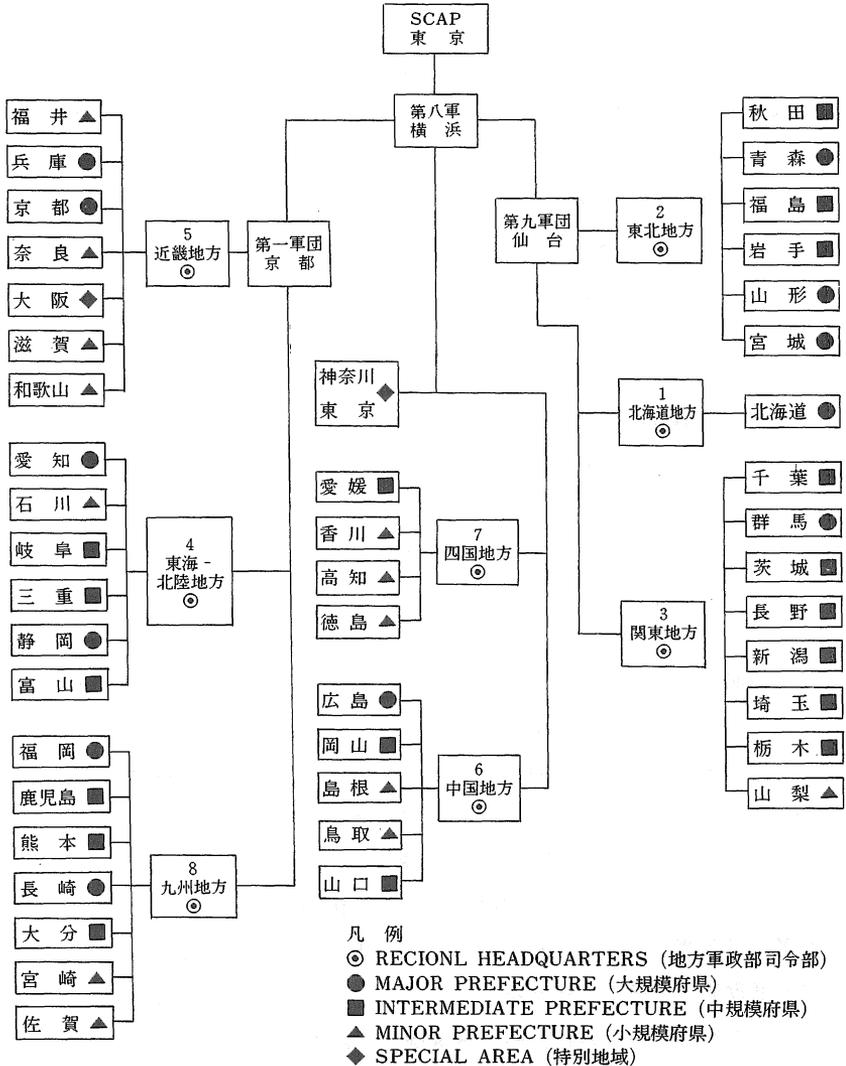
日本占領管理方式の特色は、周知のとおり、ドイツや朝鮮のそれと異なる、間接統治と事実上のアメリカによる単独占領であった。なお、沖縄県だけは分離され、直接軍政方式とされてきた。すなわち、その命令系統は、極東委員会→アメリカ政府→連合国最高司令官(SCAP)→日本政府となり、日本国内ではSCAPが最高権限をもち、SCAP総司令部(GHQ)が日本政府に対してSCAPIN(総司令部覚書)等の命令を発し、日本政府がそれを日本の法形式にかきかえて地方行政庁に下達したものである。GHQのその命令が日本政府を通じて実施されているか否かをSCAPの下部機関である第8軍司令部、軍団司令部、地方軍政部、府県軍政チーム(軍政中隊)によって監視されることになっていた。地方軍政機構の主要任務こそまさに、この監視機能なのであって、直接命令を発出する権限がないのがそのタテマエであったとされる⁽¹⁾。しかし現実的には、地方軍政レベルにおける占領行政は、この「益田事件」でみたとおり、直接是正命令を発したり介入したりした例も少なくはなかったのである。

ところで地方軍政機構には次の3種類があったとされる。① 戦術部隊(tactical troops) ② 現場軍政要員(M. G. Personnel the fieldで通常「対県軍政

チーム」のことをさす) および各級レベルの司令部軍政局スタッフ, ③ 対敵諜報部隊 (CIC) である。具体的には, ① 戦術部隊とは, 「戦闘部隊やパトロール部隊で, 日本との公式的接触はなく, いわば〈軍政の強い腕〉的役割を担う」もので, イギリス連邦占領軍, 米第8軍などがそうであったとされる。⁽²⁾ ② は, 第8軍の司令部軍政局ならびに, 第1軍団および第9軍団の司令部軍政局などのスタッフで日本の民政関係を担当し, ここには多数の文官が含まれていた。③ は, 構成員の大部分が二世であり, 総司令部 GI 2 に直属しており, 日本国中すべての県に分散し, 軍政の調査・諜報, 檢察的機能を担当し, 「彼らは労働者の中に深く浸透し, 執拗に付きまとって調査活動, 組合の分裂・破壊活動を担当した」⁽³⁾ とされる。

従って, 地方軍政機構は占領実施部隊の第8軍のもとで図IIIにみる構成であった。それは GHQ・SCAP を頂点として→第8軍司令部 (HQ/Eight Army) →軍団司令部 (HQ/Corps) →地方軍政部司令隊 (HQ/Regional M. G.) →最底辺に府県軍政チーム (Militariy Government Team) を配したヒエラルヒー構造をなしていた。すなわち, ①第8軍は, 20府県軍政チームを配下にもつ第1軍団と15府県軍政チームを配下にもつ第9軍団, および直属として11府県軍政チームを隷下に携していたのである。この第8軍の司令部は SCAP からの指令を「作戦命令」にかきかえて各軍団司令部に伝達することになっていた。第8軍司令部は, 政策内容の変更は絶対に許されなかったものの, 手続的, 行政的なものに限って絶大な裁量権が与えられていた。この軍政機構が作動するのは SCAP 指令によってではなく, 第8軍司令部の作戦命令によってであるといわれている。各レベルの司令部内で軍政関係の職務を担当したのはスタッフ・セクションとしての軍政局 (MGS または MGO) であった。また, ②軍団には各軍団司令部があり, それは第8軍司令部からの指令・覚書をうけて8つの各地方軍政部に伝達する任務を担当していた。ここでは監視報告書の提出期日を若干早めさせる程度の修正権=裁量権のみに限られており, それ以上の政策関与権は与えられていなかった。③8つの地方軍政部=管区司令部 (Regional Headquarter)がおかれ, 北海道, 東北, 関東, 東海一北陸, 近畿,

図Ⅲ 地方軍政命令系統図 (1946年7月)



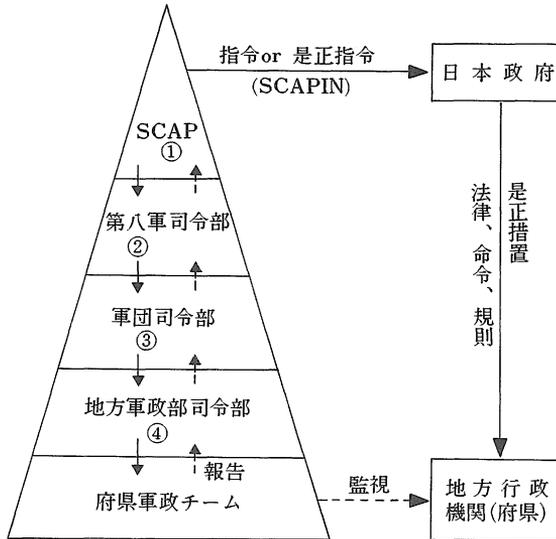
〔備考〕 出典：EIGHTH ARMY MILITARY GOVERNMENT ORGANIZATION AND ACTIVITIES [U.S.NATIONAL ARCHIVES AND RECORDS SERVICES].

〔注〕 竹前栄治「対日占領政策の形成と展開」59頁より

中国、四国、九州の8管区であった、この地方軍政部司令部は政策修正についてはなんらの権限もなく、上からの指令・覚書を単に府県軍政チームに伝達する権限しか有していなかった。なお、地方軍政部司令部は府県軍政チームとちがいが、日本人に対して直接管轄権はなく、ヒエラルヒー的軍政機構の中で各府県軍政チームに対する行政上のコントロールのみを行ないえたのである。なお、地方軍政部司令部の構成スタッフは将校11、下士官・兵30、合計41人からなっていた。④府県軍政チームは、46都道府県に原則として県庁所在地におかれ、軍政＝占領行政の第1線を担当した。1947年7月1日の機構改革によって、4つの基準にしたがって都道府県を3段階にランクづけをし、そのランクに応じて適正規模の軍政スタッフを配置した。ちなみに、その基準とは、第1に占領軍の集中度、第2に工業化の程度とタイプ、第3に賠償施設・公安施設の範囲、第4に府県のサイズ(面積)、所在地、地勢、コミュニケーション、人口、都市比率、食料の自給自足可能性、被爆状況、復員状況などとされる。ここでいう3段階とは、「小」(minor)、「中」(intermediate)、「大」(major)の3つであり、「大阪」および「東京一神奈川」(含む横浜)を別扱いとした(図IV参照)。なおこの改革で軍政中隊(Company)が軍政チーム(Team)と改称された。さて、図IVにみるとおり、当島根県は、その規模において13県が属する小規模県軍政チームに入っている。そのスタッフは、将校6、下士官・兵25、合計31人から構成され、チームの隊長と称されるスムゴ(Senior Military Government Officer; SMGO 前任軍政官)の階級は中佐であった。このスタッフ将校6人の内訳は、「1人がSMGO(前任将校で隊長格)、天然資源・商・工業担当1、教育担当1、調達担当1、公衆衛生担当1、副官アジュタントオフィサー(無任所)1」となっていた。従って、当「益田事件」の舞台となった島根軍政部は第8軍軍政本部直轄の第6地方軍政部司令部(中国地方を担当・呉市に設置)の管轄下にあったのである。なお、中、大規模対県軍政チーム等については、ここでは触れないことにする。⁽⁵⁾

その後、1947年7月1日、軍政チームの文官職員が代行していた行政職務を担当するため多数の公務員が米本国から派遣されてきたという。1947年7月段

図IV 占領管理のメカニズム



(注) 竹前栄治「アメリカ対日労働政策の研究」72頁より

階で、かの軍政機構は、2,439名（将校398，下士官・兵1,436名，文官605）となり，その後，1948年4月および1949年7月（軍政局を民事局 Civil Affairs Section に，全国各地の軍政部を民事部 Civil Affairs Team に改称）に若干の変更があったものの，その後1949年11月30日付で府県民事部が廃止されるまでほぼこの状態が続いたとされる。

(2) 地方軍政機構の職務内容

図IVは，占領管理機構のメカニズムを図解したものである。かかる軍政機構の任務は，「主として最高司令官の指令の遵守を監視する機関として，又必要があれば最高指令官が遵守を確実にするために用いる機関として行動する」とされているように，前述のとおりの政策決定機関ではなく，いわば「政策の実施を監督する機関⁽⁶⁾なのである。占領管理の基本図式は図IVに示すとおり，SCAPの政策決定が軍政機構の下級機関に対する種々の命令形式（①～④）によって下

達されることになっている。他方、SCAPは、日本政府に対しては前述のとおり、指令（SCAPIN=SCAP Instruction）の形で命令を下し、日本政府はその指令を日本の法形式になおして各地方行政機関に流すことになっていた。⁽⁷⁾

わが国の各地方行政機関がSCAP指令に基づく日本政府の法令を遵守しているか否かについて、監視することがタテマエとして府県軍政チームの担当とされた。現実および実態はさておくとして、府県軍政チームはこの遵守が怠られているのを発見しても、「緊急時以外」の隊長による独自の命令発令権はSCAP指令で禁止されていた。その代り、直ちに報告する義務が課せられていたのである。占領下における間接統治の基本的メカニズム図式として、「SCAPはこの下級機関からの報告に基づいて、是正措置を命ずる指令を日本政府に発する。日本政府は直ちにその是正命令に基づき地方行政機関に対して是正措置をとることになる」というものであった。⁽⁸⁾しかし、かかるメカニズムが行政効率を悪くすることは明らかであった。その帰結として定着した行動パターンは決して労働政策にのみみられた現象ではなく、我々の主題にもいい得ることであったと思われる。竹前教授の分析によれば、「(1)なるべく上級機関には報告しない、あるいはしても〈作文〉にする（これは、政策決定へのフィードバックの流れを妨げる作用をする）、(2)独自の判断に基づき、非公式ないしは口頭で是正命令を出す（これは越権行為である）、(3)意識するしないにかかわらず、MGチーム軍政官は地方行政機関の日本人役人と癒着し、いたずらに権威はふり廻すが行政内容については殆ど容喙せず、むしろ保守的、現実維持的、反変革的態度を志向するといった3つのパターンのいずれかあるいはいくつかの組合せ的行動様式を身につけることになった」という。⁽⁹⁾そして現実には、府県軍政チームによる越権行為が公然と罷り通っていたとのことである。それは占領体制を支える政治の矛盾をはじめとして、軍政機構の組織（軍政官の質量の貧困、行政効率を阻害する軍団、地方軍政部という中間的組織の存在など）があったということ、しかもそれが軍政という、戦闘部隊の編成と軍政機構をパラレルにしておかねばならないという軍の「体質矛盾」のために容易に克服されえなかったことに求められているのである。⁽¹⁰⁾「益田事件」の全経過についても、やは

り、地方軍政チームの多くの問題が析出していたといえよう。

(3) 島根県軍政機構の成立

島根県への占領軍の進駐は、他県でもそうであったように、先遣隊の視察、民間武器の供出、最後に本隊の進駐という形式で行なわれた。⁽¹¹⁾

まず、1945年10月19日ようやく米第10軍団視察員将校一行（ウィリアム中佐一行5名）が浜田地方に来県、中国第106部隊における引渡兵器の保管状況と、浜田市附近の港湾施設を視察して22日帰広した。次いで同夜、米第41師団司令部付エム・ロット・ワック憲兵中佐（中国地区公安部長）一行4名が鉄道にて松江市に到着し、25日伯備線経由で帰広した。引き続き、同25日米第41師団エデア大尉以下8名が陸路広島から到着し、10月31日までの間、県下各警察署所在地において、県庁、軍施設、警察署、軍需生産施設等の調査を行い帰広した。1行は警察署において、警察署長職歴（特高経歴）、交通・通信の状況、軍需工場の状況、外国人の状況、政治思想釈放犯人の有無、留置中の政治思想犯人の有無、民間武器取締り及び供出状況、歴代警察部長及び特高課長住所氏名、伝染病の発生状況等について調査した。また、県庁においても7月1日、9月1日、10月27日各現在の県庁部課長、各警察署長、特高課員、各警察特高係員の官職氏名住所、特高警察廃止に関する本省通牒並びに各署に対する指示、本省への報告写、政治思想犯人釈放者の住所氏名、刑務所の名称・所在地及び首脳部の官職氏名住所、県庁機構を図示説明する表、外国人（除朝鮮人）の資産、員数、出身地、入国の動機等について書類の提出を求めた。

この間、10月26日同師団ベトリ中尉一行8名が広島・松江間の道路偵察のため来県、同27日、同師団クック曹長一行5名が温泉津町に到着し軍事施設視察、また同27日アベア大尉一行3名が出雲市内の工場視察、同28日同師団186連隊ストレイン少佐一行14名が来県、松江・出雲・浜田を中心に引渡軍需物資及び進駐宿舍等、進駐準備に関する調査を行った。さらに同日、同師団法務官ウォーナー大佐一行6名も来県した。同29日同師団フェウス大佐一行8名が突然浜田市に到着、浜田港外黒島に兵器隠匿の疑いありとして調査した（全く発見されず）。一行は、川本町でも、川本警察署長から工場、金融機関等の状況を聞く。

かくして先遣隊は「日本側の地方権力機構に向って動いている」と指摘されるように、その動きによって彼等の当初の問題意識の所在を知ることが出来る。⁽¹²⁾この時期在日朝鮮人については特別の関心がなかったようである。なお、陸・海軍関係の武器は、連合軍進駐後にそれぞれ引渡しが行われたが、民間武器については、1945年11月2日から4日にかけて、松江市殿町の警察学校において行われ、県警察部から前述の米第10軍第41師団のM・ルット・ワック中佐に銃器766挺、刀剣類2万2213振が引き渡され、広島に送られた。

いよいよ、11月2日、米第41師団162連隊（広島尾道市駐屯）のウイルビー少佐一行24名が、進駐準備のため松江市に到着、同5日にウイルビー少佐を司令官に、162連隊の歩兵大隊約1,000名（松江600、出雲・浜田各200）が進駐する旨正式返書があった。11月6日、進駐は臨時列車で行われ、松江には早朝6時54分マッケンレー大尉指揮の中隊をはじめとして、同8時6分、同9時と3回にわたってその第1歩が印された。⁽¹³⁾この部隊は、1か月後の12月には、松江にのみ200名を残し、本県を去り、翌1946年4月4日には英連邦占領軍司令官ノースコット中将麾下の松江地区司令官O・G・W・ホワイト中佐の指揮のもとで、英本国出身兵が松江・出雲・浜田に進駐した。その後、同年5月20日、タルケー・S・テイマヤー准将麾下の英印軍第268歩兵旅団、約1800名と交代した（松江市古志原町元松江空577部隊）。これにより松江に島根・鳥取両県を管轄する旅団司令官が設置された。このほか、連合軍の機関として、中国地方軍政部（松江市公会堂1階、隊長ゴードン中佐）、第8軍司令部直轄第76軍政中隊松江分遣隊→島根軍政部→島根民事部（公会堂→県庁内→農協会館、隊長憲兵少佐ヘンリー→H・オスボン少佐→モッサート中佐⁽¹⁴⁾）、軍情報機関松江分遣隊（松江商工会議所→臨水旅館、CIC隊長カメラ少尉）、軍憲兵隊（殿町勸業銀行隣松江市農業会）、英印軍憲兵隊（殿町今井邸＝現在の『むらくも荘』）、英軍鉄道司令（RTO 松江駅構内）などがあった。

その後、1947年3月には出雲市駐屯部隊の大部分が松江市に移駐し、浜田・出雲の部隊は、1949年、松江の部隊は1951年にそれぞれ引き上げていった。一方島根軍政部は、1949年6月1日付で島根民事部と改称され、その後同年11月

30日付で閉鎖され、同年12月1日から中国地区民事部（呉市所在）に吸収された。⁽¹⁵⁾

(2) 島根県の警察機構（国家警察と自治体警察）

日本民主化の課題をもつ占領軍総司令部は、国家権力を背景とする中央集権的な戦前の警察制度を改正することを意図したが、そのために、①自治体警察を中核とする警察の地方分権化をはかると共に、②警察の運営を民主化することを重要な「目標」とした。そのような趣旨がマッカーサー書翰によって日本側に指示され、その検討を重ねた結果、出来上ったのが新警察法であった(昭和22年12月17日公布、翌年3月7日から施行)。⁽¹⁶⁾

この法律によると、市及び人口5千人以上の町村は、当該市町村の費用で、その市町村の区域を管轄する自治体警察をおき、当該市町村公安委員会がこれを管理することとなった。公安委員会の委員は3名で、市町村長が、市町村議会の同意を得て任命する。しかし委員長はその市町村長の所轄に属していても、その任務は全く独立して行うものとされたのである。次に、自治体警察の管轄に属さない地域を管轄するために、国家地方警察がおかれた。その中央機関として国家公安委員会を設け、その事務局として国家地方警察本部がおかれる。各都道府県には、国家地方警察の運営管理を行うために都道府県公安委員会がおかれ、知事が議会の同意を得て任命する3人の委員によって構成された。

このように新しい警察制度は、自治体警察と国家地方警察という2本建てとなり、かつ後者を各都道府県単位の区分することによって、警察の地方分権を徹底させると共に、各警察をそれぞれの公安委員会の管理下におくことによって、警察運営の民主化をはかったものである。内務省はこの年12月31日に解体され、かつての警保局長以下の中央警察機構もその姿を消したわけである。

新警察法に基づいて自治体警察を設置したのは、島根県では松江・出雲・浜田の3市、及び安来・宍道・三刀屋・荘原・平田・大社・大田・久手・江津・国府・益田・日原・津和野・西郷の14ヶ町村であった。自治体警察では各市町村に警察署をおき、その下部機構として派出所・駐在所をおいた。また3名か

図V 島根県国家地方警察人員表

署 別	管轄区域	階 級 別 人 員						
		警 視	警 部	警部補	部 長	巡 査	計	
本 部	秘書企画課	0	1	1	1	1	4	
	会 計 課	0	1	2	2	0	5	
	人事装備課	1	1	3	3	0	8	
	教 養 課	1	1	3	3	0	8	
	防犯統計課	1	1	3	3	1	9	
	捜 査 課	1	1	3	5	0	10	
	鑑 識 課	0	0	2	2	1	5	
	警 備 課	1	1	2	3	1	8	
	交 通 課	0	1	1	1	1	4	
	通 信 課	0	1	1	0	0	2	
	八東地区	八 東 郡	1	1	2	6	41	51
	能義地区	能 義 郡	0	1	2	3	20	26
	仁多地区	仁 多 郡	0	1	1	3	14	19
	飯石地区	飯 石 郡	0	1	1	4	19	23
大原地区	大 原 郡	0	1	1	3	18	23	
簸川地区	簸 川 郡	1	1	2	6	44	54	
安濃地区	安 濃 郡	0	1	1	1	11	14	
邇摩地区	邇 摩 郡	0	1	1	4	22	28	
邑智地区	邑 智 郡	1	0	2	7	39	49	
那賀地区	那 賀 郡	1	1	2	6	32	42	
美濃地区	美 濃 郡	1	0	2	4	23	30	
鹿足地区	鹿 足 郡	0	1	1	4	12	18	
島後地区	島 後 郡	0	1	1	2	11	15	
島前地区	島 前 郡	0	1	1	1	9	12	
計		10	21	41	77	320	469	

(注) 1949年版島根年鑑91頁より作成

ら成る市町村公安委員会が設置された（図V参照）⁽¹⁷⁾。

県本部の機構は従来の警察部から、国家地方警察島根県本部となり、その長は警察隊長と呼ばれた。その下に4部（総務・警務・警備・刑事）9課、1校（警察学校）をおき、さらにその下部機構として14地区警察署（八東・能義・仁多・飯石、大原・簸川・安濃・邇摩・邑智・那賀・美濃・鹿足・島後・島前）と、それぞれの派出所、駐在所がおかれた（図VI参照）⁽¹⁸⁾。

これらの国家地方警察及び自治体警察は昭和23年2月1日から訓練期間に入

図VI 島根県自治体警察人員表

署名	管轄区域	階級別人員配置					
		警視	警部	警部補	巡查部長	巡查	計
松江市	松江市	1	2	6	11	80	100
出雲市	出雲市	1	1	3	7	52	64
浜田市	浜田市	1	1	3	6	46	57
益田町	益田町	0	1	1	3	24	29
江津町	江津町	0	1	1	2	14	18
大社町	大社町	0	0	1	1	10	13
安来町	安来町	0	0	1	2	8	11
平田町	平田町	0	0	1	2	8	11
大田町	大田町	0	0	1	2	7	10
日原町	日原町	0	0	1	2	6	9
津和野町	津和野町	0	0	1	2	5	8
西郷町	西郷町	0	0	1	2	5	8
久手町	久手町	0	0	1	2	5	8
宍道町	宍道町	0	0	1	2	5	8
三刀屋町	三刀屋町	0	0	1	2	5	8
国府村	国府村	0	0	1	2	6	9
荘原村	荘原村	0	0	1	2	4	7
計	計署	3	6	26	53	290	378

(注) 1949年版島根年鑑91頁より作成

り、同年3月7日に新警察として発足したのである。また両警察は制度上その権限が分かれているが、相互協力して警察の責務を完遂するため、「島根県下公安委員会連絡協議会」及び「島根県警察事務連絡協議会」が設置された。

さて以上のような2本建の警察行政は、その趣旨においては非常に民主的であったが、運営の上から種々の問題点に逢着するにいたった。すなわち、①自治体警察をもつ市町村は財政的負担にたえかねてきた、②各单位警察間の連絡協調が不十分であり、警察の責任を果し得ない場合が起ってきたこと、③公安委員会の活動が不十分なため、地方ボスの不当な勢力がその運営に介入して来ること、等々の理由から、これに対する批判の声も次第に強まり⁽⁹⁾、そこで昭和26年、警察法の一部改正が行なわれ、町村が住民投票によって、自治体警察を廃止し得ることとしたのである。その結果、本県では松江、出雲、浜田の3市をのぞく14の自治体警察が、当事件の当事者となった益田町署を本県の嚆矢と

して、住民投票によって一挙にそれを廃止したのであった。その結果、これら町村警察に関する責任は、国家地方警察島根県本部に移ることとなった。

なお、当事件当時の犯罪統計では密造酒や密貿易の氾濫が指摘されている⁽¹⁰⁾。又、国会調査団の報告でも、裏日本の特異な犯罪のすべてが密航、密貿易に係るものとみられ、そのことが大きくクローズアップされるに至っていた⁽¹¹⁾。

それ故、当時の島根県警察当局にとっての課題は、朝鮮半島からの密航取締であった。島根県はその地形上朝鮮半島に近く、海岸線の長いことや潮流の関係からして、朝鮮からの密入国者は全国第4位を占めていた。これに対し国警6、自警4でその取締検挙に当たったが、限られた警察力では監視の目が届かない点があったので、密航監視哨17個所を設置したり、密航防止組合を結成してその取締りに当たったということである。

- (1) 竹前栄治「対日占領政策の形成と展開」『岩波講座日本歴史22現代1』54頁。
- (2) 竹前栄治『アメリカ対日労働政策の研究』67頁。
- (3) 同前67頁、以下地方軍政機構の構造につき、本書によるところ大きい。
- (4) 同前87頁注111参照。
- (5) 同前67頁以下参照。
- (6) 同前72頁。
- (7) 同前88・91頁注123参照。
- (8) 同前73頁。
- (9) 同前74頁。
- (10) 同前75頁。
- (11) 以下の叙述部分については笹本征男「地方軍政部1 島根県の場合」『共同研究日本占領軍その光と影（上巻）』参照。

これは島根県地方軍政部の役割と実態について、官庁情報が不足している中で、1947年までの動きではあるものの、当時の新聞情報を通じて、検討したものである。

その他、官庁資料として参照したものに、島根県編・刊『新修島根県史通史編3—現代』9—15頁。松江市誌編さん委員会編『新修松江市誌』411—415頁。島根県警察史編さん委員会編『島根県警察史昭和編』435—459頁。

- (12) 笹本前掲論文179頁。
- (13) 都道府別進駐状況については、次頁「進駐状況」の表を参照。
- (14) 軍政部長にマ中佐

オスボン少佐は副隊長に

島根軍政部の新部隊長としてマールセルト中佐が4日呉から着任。前隊長オスボン少佐は副隊長となった。マ中佐は西部マサチューセッツ州出身で8月以来横浜第2軍用港勤務だったが、オスボン少佐が健康上その重責を軽くしたいという希望があったのでマ中佐の着任となったわけ。新部隊長マ中佐はとくに「湖水が美しく気に入るだろう」と着任のメッセージを発表した。

島根県は私の出身地の西部マサチューセッツ州と景色がよく似て、特に湖水が美しく湖畔の町松江は気に入った。島根県程度の県では軍政部隊長には中佐級が必要だが、オスボン少佐が従来よい仕事をしてくれたのでその必要がなかった。少佐の健康がすぐれず自分が今度着任したが政策においても何ら変るところがない。何か問題があれば喜んでお聞きするからオスボン少佐同様相談に来て欲しい。勿論軍政部だから部隊長として関心を持つのは最高司令部の指示が満足に実行されているかどうかを見届けることだ。過去においては進駐軍と県民との関係は満足すべき関係にあったから今後とも変るべき理由はない。特に厚生と教育の仕事に関心を持っている。

なお中佐は22歳の飛行士の令息がドイツのミュニツトにおり、18歳のお嬢さんと夫人は春ごろ着松の予定。中佐の趣味は猟と釣ことに狩猟に興味を持っている（島根新聞1946年12月5日付）。

(15) きょうから府県民事部全廃

昭和20年11月16日現在の都道府県別連合国軍進駐状況（内務省調査）

府県名	北海道	青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	茨城	栃木	群馬	埼玉	千葉	東京	神奈川	新潟	長野	山梨	静岡県	愛知県	三重	岐阜	富山	石川	福井
進駐兵力	二〇、二四一	一四、一一二	二、八〇八	八、六五〇	一、六五〇	二、〇〇〇	五、九四五	二、七〇四	五、〇二一	三、七四六	一、八三六	五、〇〇七	三、八二五	六、二一五	七、三二八	一、〇三〇	一、七二二	三、六九三	三、三三〇	二、〇〇〇	一、一五〇	二、二二二	四、五一一	七、一七
府県名	滋賀	京都	奈良	和歌山	大阪	兵庫	鳥取	島根	岡山	広島	山口	香川	愛媛	徳島	高知	福岡	佐賀	長崎	大分	熊本	宮崎	鹿児島	計	
進駐兵力	一、〇〇〇	五、六一〇	二、六〇〇	六、七〇〇	一、六三七	一一、二五五	一、一九八	四、九四三	三、九一〇	四、四二九	一、八〇〇	一、二〇〇	一、六三〇	一、八〇〇	一、〇〇四	五、三九七	三、一〇〇	二、三〇五	二、二八六	四、〇四五	四、八五九	四、五一一	八、五九九	

(15) きょうから府県民事部全廃

新たに全国8カ所に民事本部

先に総司令部は米軍第8軍民事部を縮小し11月30日までに都府県民事部を廃止する旨発表した。これについて関東民事本部 W・H・ギルトナー情報課長は30日次のように語った。

都府県民事部は30日をもって全廃され民事部の軍事的機能はこれで完全に停止され各都府県の所在地に米兵2名が配置されて運輸事務だけを扱う。また民事部縮小により再組織された民事本部が九州（福岡）四国（高松）中国（呉）近畿（大阪）東海（名古屋）関東（東京）東北（仙台）北海道（札幌）の全国8カ所に生れる。この民事本部には法務、公衆衛生、公共福祉、経済、民間教育、民間情報の6課があり部長と部長代理だけが軍人である。島根新聞1949年12月14日付。

(16) さしあたり、渡辺宗太郎・杉村敏正『新警察法と米国警察制度』、星野安三郎「警察制度の改革」東京大学社会科学研究所編『戦後改革3政治過程』287頁以下参照。

(17) さしあたり、前掲県警史461頁以下参照。

(18) 同前書475頁以下参照。

(19) 同前書514頁以下参照。

(20) 密造

<23年> 検挙人員145名（日本人85, 朝鮮人60）濁酒11石7斗, 焼酒3石7斗7升,
モロミ1石1斗4升, 原料米麦168キロ, 器具60点

<24年> 297名（日本人112, 朝鮮人185）濁酒31石8斗9升, 焼酒13石1斗1升, モ
ロミ10石9斗4升, 原料米麦1259キロ, 器具958点

<25年> 146名（日本人66, 朝鮮人80）濁酒15石5斗7升, 焼酒18石4斗8升, モロ
ミ2石9斗2升, 原料米麦49キロ, 器具108点

密貿易

<21年> 輸出1件（朝鮮人18名）時価27万3,880円, 拿捕船数1

<22年> 輸入1件（日本人1名）同2,350円, 拿捕船なし

<23年> 輸出6, 輸入4件（日本人5, 朝鮮人73）同1,860万6,093円, 同6隻

<24年> 輸出4, 輸入7件（日本人11, 朝鮮人41）同2,185万9,758円, 同5隻

<25年> 輸出2件（日本人4, 朝鮮人6）同250万円, 同2隻 島根新聞編『1951年
版島根年鑑』より。

(21) 1949年についてみると、まず、密貿易の面では生ゴム、牛皮、ゴム靴、砂糖、タバコ等が密輸出された。年間の密輸入事件は9件で、朝鮮人22名（内日本人3名）が逮捕され、金額は824万3,496円という巨額に昇り、密輸出では3件16名（内日本人7名）が逮捕され、その金額もまた1,363万9540円という巨額だった。取引関係は日本

一朝鮮が主たるもので、10トンから20トン程度の小漁貨船を使用している。次に、密航関係では年間35件の537人が逮捕され、使用船舶9隻が拿捕された。密航の動機、原因については南北朝鮮問題、日本居住者への対面等が主なるものだった。島根新聞社編『1950年版島根年鑑』80頁。

おわりに——残された課題

当事件は、戦後占領期における社会的にも政治的にも不安定な状況下での不幸な事件であった。戦争直後の経済生活の不安定さが国民生活全体に及んでいた時に、在日朝鮮人は、この国との関係を規範的に規律する法的地位そのものが、「当局」の便宜主義的な使い分け政策に委ねられている中で、とにもかくにも生活基盤を確保し、それを守っていかなければならないという時代的狀況下におかれていた。そればかりか、朝鮮半島を分断することによる米・ソの冷戦構造は、ここでもさらに矛盾を拡大しつつあった。この国での国内冷戦は、在日朝鮮人にとってみた場合、「民族内冷戦」ともなり、彼等の存在自体、「米軍および日本の治安当局者には、反共治安の対象性を強めざるを得なかったのである。当時、島根県にとっても、その地理的特殊性からみて、対岸との「密貿易」、「密出入国」の基地として、関係当局から注視されていた。

ところで、当事件そのものに対する反応、すなわち事件の一方の当事者である朝聯の反応は、生活防衛の立場から、集团的・組織的であったものの、令状なき違法捜索、差押を混乱の第一次的原因に掲げていた。なるほど施行後半年とはいえ、捜査手続における新憲法の具体化として、適正手続の一環たる令状主義を採用する新刑事訴訟法（昭和23年7月10日法131）が既にスタートしていた。それだけに、合法的・「平和的」解決を要求し得る条件があったといえよう。それに対し、真の当事者ともいえるGHQ軍政部側は「適正手続」の履践よりも、在日朝鮮人等の抵抗に対する「特権意識」に基づく、過剰で強硬な沈圧姿勢をとった。これが本事件の第一義的拡大原因であり、又第一次「ヤミ物資摘発事件」の直接の原因でもあった。従って、このことが軍政機構内ではどのように

具にある地方軍政部司令部に報告され、どのように処理されたのかいまのところ不明である。それどころか当事件の参加者の中には、「進駐軍と刃向った」事件⁽¹⁾と思っただ者がいるくらいなのである。

他方、国内の取締・治安当局である警察、検察等については、まず当事件の場合、直接の実働部隊として、未だ制度的に未成熟なまま、大規模にかり出されざるを得なかった警察が、第二次の「益田署事件」に対しては、「威信の失墜」回復手段として、単絡に「断固たる措置」をとるに至ったことは、あまりにも過剰な治安対策的対処であったといえよう。

それにしても、当事件の拡大原因の第二が検察側の「強行態度」方針にこそあったといえる。それが那邊にあるかは不明不明である。意図的にか第一次事件をネグレクトし、第二次事件にポイントを移したのかもしれない。さらにその背景は、検察庁としては、当事件の3か月前の48年10月20日、政令201号違反で起訴された者につきこれを釈放を求めて、約350人が松江地裁と松江刑務所に押しかけた件で、騒擾罪適用事件として起訴したケースが当事件を処理する上で直接関係がなかったとはいえないであろう。⁽²⁾その他、取締当局の基本認識として、当時「国家の権力を象徴する国家または公共団体の機関に多数が押しかけて、そして暴力その他の不法行為をもって官の権威を傷つけようというやり方」⁽³⁾に対しては、「嚴重に処断して行くというのが、今日政府の態度」でもあったのである。

なお、当「松江地裁騒擾事件」は、49年6月13日松江地方裁判所が「暴行脅迫の各場所が極めて狭い地域に限られていたこと、その程度が小規模軽微であったこと、それらの行為が本件示威行進に附随し偶発的に行われ計画的でなく且つ概ね短時間内に迅速に行われたこと等を総合考察するときは、判示の暴行脅迫は当該地方における一般民衆の平安を实すべき程度に至らなかつたものと認め」（判決原本より）不成立とした。

ところで既にみた通り、当事件を相前後して朝連が解散させられる49年の10月まで、一連の騒擾罪「適用」事件がもちあがる。かくして、50年6月朝鮮半島では冷戦が熱戦に転化した朝鮮戦争が勃発する。国内では、治安当局とGHQ

とが共同して更に反共治安体制を強化していくことになる。それとともに、早期講和を実現し、日本を「自由主義」陣営の一翼として、強化育成するという内外からの利害一致がはかられていくことになる。そのため、在日朝鮮人の処遇政策の確立もまた、必要になってくる。すなわち共産主義陣営の一方の潜在的当事者として、講和後も見通した在日朝鮮人の法的地位の確立が日米ともに緊急の課題となったのである。それは、日米ともに、最終的には一致して、追放と同化の政策を推進する立法政策の採用であった。たとえば、①1949年12月退去強制権の一元化をはじめとする外国人登録令の改正により、管理体制が強化され、②50年5月には国籍法の施行、③51年11月出入国管理令の施行、④52年4月28日情報管理を目的とする指紋押捺制度を含む外国人登録法の公布（指紋の実施は抵抗により55年から）へと「整備」され、これらが今日でもなお、現行法の基本的枠組みを形成している。それは「雪どけ」の時代に入って久しいとはいえ、米・ソによる冷戦構造の体制が基本的には維持され継続しているからである。

そうであるならば、我々の次の課題もまた、占領解除期の前後に焦点をあてた在日朝鮮人の法的地位を明確⁽⁴⁾にすることであろう。

<注>

(1) 季丙元 63歳 慶尚南道出身

昭和8年11歳の時、安城村に5人家族で来た。父の友人が大正8年来日、その後安城で炭焼きをしていたが、朝鮮に帰って連れて来た。10年に杵束に行き、15年に嵯峨谷に来た。はじめ4軒だったが、16年頃から増加した。15年3月に協和会ができ、警察から今の外人登録みたいなものをやらされ手帳をもらった。このころは、7～80人くらいいた。

炭焼きの親方は、父の友人で林尚美といって、その遺族は澄川に帰化している。親方が資金を出してくれ、焼子は炭一俵何円で焼いた。朝鮮でも炭を焼いていたから技術はあった。監視人が4～5人でいつも山の中を廻っていた。主任格は日本人、部下は朝鮮人で、一寸でも間違いを起せばすぐ引張っていった。

父は炭焼きばかりだったが、私はいやになって、17年に3ヶ月ほど鉱山の選鉱場に働らきに出た。私が辞めた頃から朝鮮人がふえた。人手不足で朝鮮人を集めるようになったのではないと思う。徴用で来た朝鮮人は言葉がわからず、一方的に叱られて

おり気の毒であった。鉱山の仕事は、いまのように安全第一ではなかったが、特に悪いとは思わなかった。

18年に下関に行き、林兼の軍需工場で働らいた。19年からは朝鮮人にも徴兵制が施行され、補充兵として浜田の連隊に入った。一生けん命軍人勲論を覚えさせられた。20年7月訓練が一応終り、家に帰っておれといわれて帰った。どうしてかわからないが、帰って間もなく終戦になったのをみると、軍隊にはわかっていたのかもしれない。

戦後しばらくはヤミのかつぎ屋をやって生活していた。21年頃から炭が売れるようになり、山に入って炭焼きをやっていた。この当時は金が入るといえば、木炭しかなかった。それと材木の山仕事だ。次に森林組合で工事を受けて林道工事の土方をした。仕事はとってきても金をくれないので困った。金はもらっても物価は上る一方で、何をしているのかわからなくなって土方をやめた。23年頃の話で、1日の日当は3円50銭か4円であった。

朝連の学校のためみんなで金を出した。先生には給料というより弁当代だった。疎開で来ていた人や徴用で来た人のなかに、資格をもった人がおり、その人たちが先生になった。

マッカーサーの命令で学校は閉鎖され、女性同盟が頑張ったが力がなく金も集らず、とうとうやめてしまった。子供は日本の学校長に話をして、1年遅れ、2年遅れの子も、みんなまとめて引き取ってもらった。

24年1月の益田事件の時には、益田へ行って2時間くらい騒いだ。警察に100人か150人でファーと押しかけた。警察も県内から応援で200人は集めていた。進駐軍に刃向った事件だ（傍点筆者）。

戦前に朝鮮では、生活が苦しいといって警察に行くと日本語に通訳する人がいて、日本に行けばもうけになるという。田や家を売って日本へ行け、証明書を作ってやるといわれ、釜山へ行った。釜山に来ると渡航はそんなに簡単でなく、帰るに帰れず、結局だまされて日本に来たものが多かった。日本へ来ても仕事はない。言葉もわからない。山に入って何か植えて食うしかない。食うといってもイモ、トウキビで金は焼き子になるしか入ってこない。しかしだまって山に入って炭を焼けば誰かに見つかる。日本人の監督に見つかって、5～6人で縄でつながれて引っ張って行かれたのを見た。戦後の帰国は、田も家も売って出て来たものが帰っても、誰も喜んで迎えてくれるはずもない。荷物も金も制限があり金をもうけた人も何も持って帰れなかった。乞食と同じで、あの難儀は死んでも忘れられない（同じく当事件の聞取調査の一部である）。内藤前掲「郷土岩見」7頁以下参照。

(2) 赤旗掲げ釈放要求

共産党員が松裁にデモ

共産党松江地区委員会ではさきに政令211号違反容疑で松江刑務所に拘留されている浜田機関区堀西正済、道下伊佐夫、野中豊三氏の即時釈放を要求する人民大会を20日午前10時から松江市大手前広場で開いた、市内共産党細胞、松高細胞、全通松江支部、一畑電鉄労組など約200名が集まり経過報告後、不当弾圧反対、不法拘留者即時釈放のプラカードをたて松江裁判所にデモを行い担当裁判長に面会を要求し交渉委員木利栄代議士、加藤一郎、福田理三郎氏ら9名が尾坂、吉村両判事と会談

前記3名は他のハレンチ罪と異なり逃亡や証拠隠滅の恐れなく胸部疾患にもかゝっており即時釈放されたい。

と要求、これに対し尾坂判事は

逃亡の恐れがあり拘留の原因が消滅しないから時機が来れば保釈する、健康上の問題も医師の診断によって拘留に耐えなければ保釈する。

と言明したが、交渉委員は逃亡の心配はない、木村代議士が身許を保証する、我々の選んだ医師に診察させてその結果休養を要すれば保釈してもらいたいと1時間におわたって押問答の末午後零時35分交渉委員はさらにメンバーを変えて再交渉すると申入れた、しかし尾坂判事は應ぜず退席、つづいて席を立った吉村判事を引き止めもみ合い再度尾坂判事も出席して第二次交渉を行ったが、結末を得ず、尾坂判事は「よくわかったから熟慮する」と答えて退出、第二次交渉の時から玄関前で待機していた大衆は交渉室の窓下に押掛け声援を送ったが、共産党県委員平井英雄氏の交渉経過の説明で一應納得。

続いて隊互を組んで松江刑務所に到着、仲里所長に「括留中の3名に面会」「所内の待遇改善」「3名の健康診断を即時われわれの立合いで行え」「治安課長の責任追求」等4項目の要求を提出したところ午後2時仲里刑務所長は退去命令を発し、警察官約100名が出動素松江市署長の勧告で2時15分堀西氏の舎弟と浜田機関区代表の2名が面会することになり他は撤退した（島根新聞1948年10月21日）。

- (3) 大橋武夫法務総裁（当時）の「朝鮮人騒擾事件」に関する答弁（衆院・外務委昭25・12・2）。
- (4) ロバート・リケットと「裁判の会」の指紋押捺制度の背景」思想の科学1988年3月号62頁以下参照、大沼保昭「単一民族社会の神話を超えて」15頁以下参照、飛口雄一「サンフランシスコ平和条約と在日朝鮮人」在日朝鮮人史研究6号（1980年）43頁以下参照。

〈付記〉

本誌は、昭和63年度文部省科学研究費補助金（一般研究B）「日本海地域における在日朝鮮人問題の歴史的・経済的研究」（代表者・内藤正中）の報告書の一部である。なお、資料整理等の作業において法文学部4回生小橋 創君の協力を得た、ここに記して感謝する。

〈資料〉

判 決

(一)「益田事件」松江地方裁判所判決原本

本籍 朝鮮慶尚南道蔚山郡彦陽面松治里

住居 島根県美濃郡益田町字幸町

元朝鮮人連盟美鹿支部益田分会総務

白川玉基こと

姜 永 範

当二十七年

本籍 朝鮮慶尚南道咸安郡北面中岩里二八四

住居 島根県美濃郡益田町大字益田字稻積

日 備

福田昌一こと

李 昌 根

当二十三年

本籍 朝鮮慶尚南道山清郡悟釜面中村里三五〇

住居 島根県美濃郡益田町大字上吉田字赤城町二〇

古 物 商

杉野良成こと

洪 壽 成

当四十三年

本籍 朝鮮慶尚北道礼泉郡東面洞以下不詳

住居 島根県美濃郡益田町字門前

無 職

姜黙先こと

木 元 一 郎

当四十一年

本籍 朝鮮慶尚南道金海郡酒村面望德里

住居 島根県美濃郡益田町大字高津

土 工

中山晴正こと

姜 正 植

当三十七年

本籍 朝鮮慶尚北道金泉郡大徳面徳山里

住居 島根県美濃郡安田村大字津田

靴 修 繕 業

金 武 澤

当三十三年

本籍 朝鮮慶尚南道馬山府以下不詳

住居 浜田市大字片庭町川口四七

無 職

山中栄子又は張福点こと

山 田 栄 子

当三十九年

本籍 朝鮮慶尚南道昌原郡大山面

住居 浜田市大字片庭四七

土 工

金 三 岩

当四十三年

本籍 朝鮮慶尚北道尚州郡尚州邑竹田里三六六

住居 浜田市大字美川村字上内田

土 工

安田重治こと

權 述 京

当二十九年

右の者等に対する各騒擾並に建造物侵入被告事件について、当裁判所は、次の通り判決する。

主 文

被告人湊永範を懲役十月に、同李昌根、同洪壽成、同木元一郎、同湊正植、同金武澤、同山田栄子、同金三岩を各懲役六月に処する。

但し、いずれもこの裁判確定の日から三年間刑の執行を猶予する。

訴訟費用は右被告人八名の連帯負担とする。

被告人権述京は無罪。

理 由

（事実）

島根県益田町警察署長安倍藤市は、同署員数名と共に昭和二十四年一月二十五日密貿易（関税法並びに貿易等臨時措置令違反）容疑を以てその管下である美濃郡益田町大字高津（いわゆる浜寄部落）朝鮮人木村某方の搜索をなし、数点の証拠物件を押収して引上げんとしたところ、右搜索押収は、当時裁判官の令状なくして着手したこと等から、現場に居合わせて居った呉原太郎外数名の朝鮮人は、これを不当としてその返還を迫り、警察官と二、三もみ合った末、右物件の大部分は、その場で奪還されるに至った。依って、同署長は、当時の朝鮮人連盟美鹿支部委員長金奉斗と会見し、穏便にその前後措置を講ぜんとしたが、遂に両者の意見の一致を見ることができなかつたので、翌一月二十六日午前八時頃同署長以下同署員約百二十名は再び右現場に臨み、木村好子外八名（計男五名女四名）を関税法並びに貿易等臨時措置令違反、公務執行妨害等の容疑を以て逮捕し、その身柄を同町大字益田字杉戸の同警察署に留置した。これを知った前記美鹿支部に於ては、右は朝鮮人に対する不当弾圧であるとし、同署長に対し右被拘束者全部の即時釈放方を要請することを決議し、直ちにその交渉委員を挙げ、同委員は、同日午後より数組に分れ、同警察署に至り、署長と会見して交渉を続け、夜に入ったが（この間別に共産党員と称する一組も介入し交渉した）、同署長は、被拘束者中女四名は同日中に釈放すべきも、男五名についてはなお取調中であり、同日中に釈放することは困難である旨を答え、未だ右要求を全面的に満足さすには至らなかつた。その頃、前記美鹿支部事務所（同町大字吉田所在）には朝鮮人約八、九十名が集合して居ったが、交渉委員より右の中間報告を聞くに及んで激昂し、連盟幹部並びに交渉委員の態度にあきたらず、この上は皆で警察署へ押し掛けて交渉するより外なしとし、同夜九時頃、隊伍を組んで前記事務所を出発し、なお途中よりの参加者をも加え、その人数およそ百数十名に達した上、午後九時四十分頃、前記警察署正門前に到着するに至った。これより先、右多数朝鮮人が押し掛ける皆の報告を受けた安部同署長は、前日来の紛争と町民の不安動揺等に鑑み、当時の情況に照し形勢不穏なりと判断し、これをその門前に於て阻止すべく、同署員並びに応援の警察官約四十名を同構内入口正門（門扉はないが、入口に石柱二本を立て、その両側に小樹を植えた築堤の設備あるもの）に配置してこれを固め、いわゆる人垣を作ってその入門を拒否するの態度を示して居ったが、前記門前に到着した多衆は、一旦同所に静止して整列するかと見えたが、その時一部の者は前記警察官の態度に憤慨し、勢の激するところ遂に暴徒化し、多衆の威力と実力を以て右警戒線を押し除け構内広場に侵入せんとし、ここに該多衆と右警察官との間の小競り合いとなるや、該多衆は、附近にあった竹垣の竹棒、木杭等を引抜き、或は前面の畑等にあった古瓦、セメント塊、石塊等を手当り次第投げつける等の暴行を敢えてし、遂に右

警戒線を後退せしめて構内広場に侵入し、同広場を占拠してもなお乱斗をつづけたが、右暴行により同庁舎の窓硝子及び構内にあった自動車の前照灯等を破壊し、且つ双方に十数名の負傷者を生ぜしむるに至り、これを鎮圧する為め同署長をしてやむなく拳銃の威嚇発砲をなさしめ、且つ、折柄警戒中の同町消防団員をして、応援のため、非常サイレンを吹鳴して、その非常召集を行うのやむなきに至らしめて、同警察署及び附近一帯の静謐を攪乱する程の騒擾行為をしたものであるが、その際

一、被告人湊永範は、右多衆が前記美鹿支部事務所を出発するに当り、これが引卒者となり、同警察署門前に到着後は、右暴徒に従い、故なく人の看守する建造物たる前記構内に侵入すると共に右騒擾行為に附和随行し

二、被告人李昌根、同洪壽成、同木元一郎、同湊正植、同金武澤、同山田栄子、同金三岩は、いずれも右暴徒に従い、故なく同構内に侵入すると共に前記騒擾行為に附和随行したものである。

(証拠)

右事実中判示冒頭の事実は、

一、証人安部藤市、門脇憲次郎、金奉斗、梁先起、錦織福悦、田辺茂、田中忠義、福島熊一、牧野威夫の当公廷の各供述。

一、検察官作成の安田泳福、安倍萬 次の各供述調書。

一、被告人湊永範の当公廷の供述並びに検察官及び検察事務官作成の同被告人の各供述調書。

一、裁判官の検証調書。

を綜合してこれを認め、各被告人の行動に関する判示一、二の事実は、前掲各証拠の外、被告人湊永範に関する判示一については、

一、証人花井政章の当公廷の供述。

一、同被告人の当公廷に於ける、当時、自分は、判示のような目的で大衆を引率し、判示警察署へ行ったが、判示のように門前で騒ぎとなり、その際大衆と共に門内に入った旨の供述。

被告人李昌根に関する判示二については、

一、証人坂崎尋の当公廷の供述。

一、同被告人の当公廷（第一同公判廷）に於ける、当時、自分は、判示警察署へ行き、門内に入り、構内で怪我をした旨の供述。

被告人洪壽成に関する判示二については、

一、証人井川時義、安田泳福の当公廷の供述。

一、同被告人の当公廷（第一同公判廷）に於ける、当時、自分は、皆と一緒に判示警察署に行き、門内に入った旨の供述。

被告人木元一郎に関する判示二については、

一、証人西藤忠孝、三浦幸男の当公廷の各供述。

一、同被告人の裁判官に対する供述調書。

一、同被告人の当公廷（第四回公判廷）に於ける、当時、自分は、判示警察署に行き、門内に入った旨の供述。

被告人湊正植に関する判示二については、

一、証人井川時義の当公廷の供述。

一、同被告人の当公廷（第四回公判廷）に於ける、当時、自分は、判示警察署に行き、門内に入った旨の供述。

被告人金武澤に関する判示二については、

一、証人倉木嘉廣、河内里子、中島政輔の当公廷に於ける各供述。

被告人山田栄子に関する判示二については、

一、証人大石甚市、山田恒夫の当公廷の各供述。

一、同被告人の当公廷（第一回公判廷）に於ける、当時、自分は、判示警察署に行き、門内に入った旨の供述。

被告人金三岩に関する判示二については、

一、証人大石甚市の当公廷の供述。

一、同被告人の当公廷（第一回公判廷）に於ける、当時、自分は、判示警察署に全き、門内に入った旨の供述。

によりこれを認定する。

検察官は、本件第一次の訴因として、被告人等は、判示騒擾に際し、いずれも前記多衆に参加し、その先頭に立って喧噪を極めつゝ氣勢を挙げ、同警察署門外から構内広場に突入侵入し、以て該多衆に卒先してその勢を助け、更に被告人山田栄子は「民主警察が乱暴するとは何事だ」と叫び、又被告人金三岩は「浜田からも警察官が来てする皆よく知っているぞ」等と絶叫して多衆を煽動したものであって、いわゆる卒先助勢者であると主張するところ、元来本件は、当初から被告人等に於て計画的に暴動を起し、被拘束者を奪還して一挙に事を解決せんとしたものと認むべき何等の証拠はなく、却て、前掲証拠によれば、当初被告人等多衆が警察署に赴いた意図は、判示のように、当時、交渉委員等の態度にあきたらぬところがあるとし、多衆の威力を背景として交渉を通じその要求の貫徹を図らんとしたものであるが、同警察署門前に到着するや、意外にも、平素は解放せられ自由に入出入を許されて居った正門が、判示のように警察官の人垣を以てその入門を阻止されて居ったので、当時右多衆の中には酒気を帯びた者等もあった關係上、該門前で一部の者がこれに憤激し、中途から突如暴徒化し、他は群集心理にかられて、遂に判示のように構内に侵入し、騒擾行為に及ぶに至ったものと認められるところ、前掲証拠によれば、被告人湊永

範は、判示のように右多衆が美鹿支部事務所を出発するに当りこれが引卒者となったこと並びに同警察署門前に到着後判示暴徒に従い同構内に侵入するに至ったことは明かであるけれども、右美鹿支部より警察署門前までの行動を以て直ちに本件騒擾の指揮又は卒先助勢をしたものとは到底称し得ないし、又該多衆が前記のように暴徒化するに当り又は暴徒化した後に於て、これが指揮をとり、又は卒先してその勢を助けるの行動に出たことは、これを認むべき何等の証拠はなく、又その餘の被告人等についても右卒先助勢の行動に出たと認むべき証拠は何等存在しないところである。尤も、被告人山田栄子並びに同金三岩は右構内に入った後に於て前記のような言辭を放ったことは、証人大石甚市の証言によりこれを認めることができるけれども、同証言によっても認められるその際の情況等に照らすときは、これを以て、直ちに、当時該多衆を煽動等して本件騒擾行為をなさしめたとは到底解し難いから、右検察官主張の指揮者又は卒先助勢者としての訴因はこれを認めるを得ず、結局、被告人等は右騒擾行為の附和随行者と認むべきである。

弁護人等は、判示警察署の正門は何等門扉等の設備もなく、又該構内は平素一般に開放せられ自由に出入を託されて居った場所であり、且つ、当然開放されるべき性質のものであるから、これを阻止することは不当であり、従って、これに立入ったとしても何等犯罪を構成するものではないと主張するけれども、官公署の庁舎の出入口等に立入る行為が一般に予期される正常の用務を帯びず、しかも警察職員の制止を排してなされたときは、建造物侵入罪を構成するものと解すべきであり（昭和二十四年六月十六日最高裁判所判決参照）、本件正門は、門扉こそないが、判示のような設備を有し、しかも当時判示のように警察職員に於て人垣を作り、その構内に入ることを拒否していたものである以上、被告人等の判示所為は同罪を構成すること明らかであるから、右の主張は理由がない。

又弁護人等は、本件被告人中には当時前記警察職員の人垣の解けた後に於て自由に入ったものもあり、これらは建造物侵入罪を構成するものでないと主張するけれども、前記証拠に証人安部藤市、門脇憲次郎、田中忠義、山田恒夫の供述等に徴すれば、右警察官の人垣が崩れたのは判示のように乱斗の結果によるものであり、且つ、当夜の騒擾は少くも進駐軍のジープが来て退去命令の出た午後十時過頃まで及んだものであって、その間、該暴徒は右構内を一時的にも占拠したような状態にあったものであるから、右情況の下に於てこれに入った者は、当時本件看守者の承諾ないし承諾を予想して入ったものとひ到底称し難く、従ってたとい右命令の出る前頃に於てこれに入った者といえども、建造物侵入罪の罪責を免れることを得ないものというべく、依って、右の主張も理由がない。

（法令の適用）

法律に照らすと、被告人等の判示所為中建造物侵入の点は、各刑法第三百十条に、騒擾の点は、各同法第六十条第三号に該当するところ、右はいずれも一個の行為にして数個の罪名に触れる場合であるから、同法第五十四条第一項前段十条により重い建造物侵入罪の

刑に従い、いずれも所定刑中懲役刑を選択し、その刑期範囲内で、被告人姜永範を懲役十月に、その餘の被告人等を各懲役六月に処する。しかして、本件は、客観的全体的にこれを見れば、その罪体はもとより軽からざるものであるけれども、本件は、あらかじめ計画された犯行ではなく、前記のように全く門前に於ける突発的事故であると認められ、且つ、被告人等は、いずれも前記のようにその際多衆を指揮又は卒先助勢等をしたものではなく、一時の群集心理にかられて軽挙盲動したものに過ぎないものであるから、今これに実刑を科することは、却て、将来前科者として自暴自棄に陥らしめる惧があり、むしろ、将来のため一定の期間刑の執行を猶予し謹慎と反省の機会を与えることが、将来再びかゝる暴力的行為に走らしめない所以であると思料されるので、被告人等に対しては、いずれも同法第二十五条を適用し、この裁判確定の日から各三年間右刑の執行を猶予することとし、なお、訴訟費用は、刑事訴訟法第八十一条第一項第八十二条に従い全部右被告人八名に連帯してこれを負担させることとする。

尚、本件公訴事実中被告人權述京は、判示騒擾に際し、判示多衆に参加し、その先頭に立ち喧嘩を極めつつ氣勢を挙げ、同警察署の門外から構内広場に突入侵入し、以て該多衆に卒先してその勢を助けたものであり（第一次訴因）、然らずとするもこれに附和随行したものである（予備的追加訴因）との事実については、いずれもこれを認むるに足る証拠がないから、同被告人に対しては犯罪の証明がないものとして、刑事訴訟法第三百三十六条に従い無罪の言渡をなすべきものである。

依って、主文の通り判決する。

検察官 円藤正秀立会

昭和二十五年五月二十九日

松江地方裁判所刑事部

裁判長裁判官 尾坂 貞治

裁判官 芳村 治通

裁判官 浜田 治

(二)「益田事件」広島高裁松江支部判決原本

昭和二十五年(5)第一一六号

判 決

本籍 韓国慶尚南道蔚山郡彦陽面松治里

住居 島根県美濃郡益田町字幸町

元朝鮮人連盟美鹿支部益田分会総務

白川玉基こと

姜 永 範

当二十八年

本籍 韓国慶尚南道咸安郡北面中岩里二八四

住居 島根県美濃郡益田町大字益田字稻積

日 傭

福田昌一こと

季 昌 根

当二十四年

本籍 韓国慶尚南道山清郡悟釜面中村里三五〇

住居 島根県美濃郡益田町大字上吉田字赤城町二〇

古 物 商

杉野良成こと

洪 壽 成

当四十四年

本籍 韓国慶尚北道礼泉郡東面洞以下不詳

住居 島根県美濃郡益田町字門前

無 職

姜默先こと

木 元 一 郎

当四十二年

本籍 韓国慶尚南道金海郡酒村面望德里

住居 島根県美濃郡益田町大字高津

土 工

中山晴正こと

姜 正 植

当三十八年

本籍 韓国慶尚北道金泉郡大徳面徳山里

住居 島根県美濃郡安田村大字津田

靴 修 繕 業

金 武 沢

当三十四年

本籍 韓国慶尚南道馬山府以下不詳

住居 浜田市大字片庭町川口四七

無 職

山中栄子又は張福点こと

山 田 栄 子

当四十年

本籍 韓国慶尚南道昌原郡大山面

住居 浜田市大字片庭四七

土 工

金 三 岩

当四十四年

右の者等に対する騒擾並に建造物侵入被告事件について松江地方裁判所が言渡した判決に対し原審弁護士細迫兼光より控訴の申立があったので当裁判所は弁護士細迫兼光及び検察官赤松新次郎の弁論を聴いて次の通り判決する。

主 文

本件控訴を棄却する。

理 由

弁護士細迫兼光の控訴趣意は本件記録編綴の控訴趣意書と題する書面記載の通りであるからこゝにこれを引用しその主張の点に対し当裁判所は次の通り判断する。

第一点及び第三点について。原判決挙示の全証拠を綜合すれば原判決摘示の事実を全部認定するに充分であるからこの点に関する弁護人の論旨は理由がない。尤も弁護人は第一点二、三において原判決摘示の「,,、これを鎮圧する為め同署長をしてやむなく拳銃の威嚇発砲をなさしめ、且つ、折柄警戒中の同町消防団員をして、応援のため、非常サイレンを吹鳴して、その非常召集を行うのやむなきに至らしめて,,、」とあるを「同署長をして折柄警戒中の同町消防団員をして応援のため非常サイレンを吹鳴して非常召集を行うのやむなきに至らしめ」と読みこの点が事実誤認であると主張するのであるがこれは原判文の読み違えであつて原判文を精読すれば「同署長をしてやむなく拳銃の威嚇発砲をなさしめ」且つ「折柄警戒中の同町消防団員をして応援のため非常サイレンを吹鳴してその非常召集を行うのをやむなきに至らしめた」ものであり同署長と消防団員の召集とは何等の関係がないことは明瞭である。弁護士は原判文の趣旨を読み違えてその前提の下に事実誤認を主張するものであつてこの点に関する弁護人の論旨は成り立たない。

第二点及び第四点について。右説明した通り原判決摘示の事実は何等の事実誤認がない以上本件騒擾における被告人等の附和随行行為に対して刑法第百六条第三号を適用処断したのは何等法令の適用に誤があるものではなく又原判決摘示の経緯状況の下に警察署構内に入った被告人等は到底建造物侵入罪の罪責を免れることはできない。この点に関する弁護人の論旨も採用できない。

よつて刑事訴訟法第三百九十六条を適用して主文の通り判決する。

昭和二十六年四月二十三日

広島高等裁判所松江支部

裁判長裁判官 平井 林

裁判官 久利 馨

裁判官 藤間忠頭

<補>

本稿脱稿後、「機密」と手書された GHQ 文書の中から、本稿で指摘した通り (61頁)、島根県軍政部から中国地方軍政部司令部 (呉) への月報が見つかった。それによると、やはり「益田事件」(Koream Riot at Masuda) を「刑事手続に関する新法についての日本警察の無知(ignorance)」と規定している。Shimane Military Government Team For Priod Ending 31 January 1949 By 1st LT Harold M. Mohar, GHQ/SCAP, Government Section, Box 2292.